

第2次伊仙町男女共同参画基本計画 (前期計画)

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 女性活躍推進計画



令和4年3月

伊仙町

はじめに

我が国では、人口減少や少子高齢化の進展等、社会環境が急速に変化する中、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任もともに分かち合うことができる「男女共同参画社会」の実現が、大きな課題として位置づけられています。

近年においては、政治目標として、「一億総活躍社会の実現」が掲げられるなど、家庭や職場、地域等のあらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会の実現が求められてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大においては、業種や雇用形態による格差が拡大する傾向がみられるなど、就業を始めとする生活面において、女性への影響が特に大きいと考えられており、男女間格差の拡大が懸念されています。

本町においてはこれまで、「伊仙町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「伊仙町男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取組の推進を図ってきました。

このたび、平成29年3月に策定した「伊仙町男女共同参画基本計画」（後期計画）の計画期間満了にあたり、近年の社会情勢や本町の現状等を踏まえた「第2次伊仙町男女共同参画基本計画」を新たに策定いたしました。

本計画を踏まえ、男女共同参画に係る取組を国や県、近隣自治体等とも連携しながら推進していくとともに、役場新庁舎の整備等の本町が今後実施する各種施策について、男女共同参画に配慮した展開に努めてまいります。

男女共同参画の推進においては、男女共同参画に対する高い意識を地域全体が持つなど、町全体で取り組んでいくことが重要であり、町民や事業者、関係団体等の皆様と一丸となって、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、町民アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました伊仙町男女共同参画審議会の委員の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和4年3月

伊仙町長 大久保 明

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 男女共同参画をめぐる国・県の主な動向	5
第2章 伊仙町の男女を取り巻く状況	7
1 人口の状況	9
2 女性の就労状況	13
3 政策・方針決定過程及び地域社会における女性参画の状況	18
4 アンケート調査からみる本町の状況	19
第3章 目指すべき姿・基本理念等	27
1 目指すべき姿	29
2 基本理念	29
3 基本目標	30
4 関連する法律等との関係	30
5 施策の体系	31
第4章 計画の内容	33
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	35
基本目標2 政策・方針の決定や地域における女性参画の促進	39
基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備	41
基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり	47
基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	49
第5章 計画の推進	53
1 計画の推進にあたっての考え方	55
資料編	57
1 町民アンケート調査	59
2 男女共同参画社会基本法	70
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	73
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
5 伊仙町男女共同参画推進条例	86
6 伊仙町男女共同参画審議会設置要綱	91
7 伊仙町男女共同参画審議会委員名簿	92
8 用語解説	93

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

また、令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、社会情勢の現状及び課題を踏まえた施策を推進することとしていますが、目指すべき社会は、男女共同参画社会であるとともに、女性に対する暴力が根絶され、これまでの「男性中心型労働慣行」から脱却した「女性が健康的に活躍することができる社会」であるとしています。

「男女共同参画社会基本法」においては、地方公共団体に対し、「男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、市町村は、「男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めること」を求めています。

伊仙町では、平成21年に「伊仙町男女共同参画推進条例」を制定、平成25年3月に「伊仙町男女共同参画基本計画」を策定、そして、平成29年3月に「伊仙町男女共同参画基本計画」を見直した「伊仙町男女共同参画基本計画」（後期計画）を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。

令和3年度をもって、「伊仙町男女共同参画基本計画」（後期計画）の計画期間が終了を迎えることから、「第5次男女共同参画基本計画」や「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定等の近年の国・県の動向や社会情勢の変化等を踏まえた「第2次伊仙町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として定めるとともに、「伊仙町男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定します。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」に定める「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」を包含する計画として策定します。

【根拠法令等（抜粋）】

伊仙町男女共同参画推進条例（第10条）

町長は、第4条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、計画における具体的施策については、前期を令和4年度から令和8年度までの5年間、後期を令和9年度から令和13年度までの5年間として推進し、社会情勢の変化等により変更が必要とされる場合は見直しを行います。

4 男女共同参画をめぐる国・県の主な動向

(1) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方・方向性等を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。

社会情勢の現状と課題、我が国が目指すべき社会として、以下の内容が掲げられています。

【社会情勢の現状と課題】

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応 (Society5.0^{※1})
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGs^{※2}の達成に向けた世界的な潮流

※1 Society5.0とは、AIやロボット等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会

※2 SDGs (持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

【目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

(2) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすること等により、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年 5 月に公布・施行されました。

また、政党等による積極的な取組の推進や国及び地方公共団体の施策の強化を図るため、令和 3 年 6 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

国及び地方公共団体は、政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、これを実施する責務を有すること等が定められています。

(3) 「第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の実現を目指すための計画として、「第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画」が平成 30 年 3 月に策定されました。

男女共同参画社会の実現のための重点目標として、以下の内容が掲げられています。

【重点目標】

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進
- (2) 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援
- (4) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- (5) 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

第2章 伊仙町の男女を取り巻く状況

第2章 伊仙町の男女を取り巻く状況

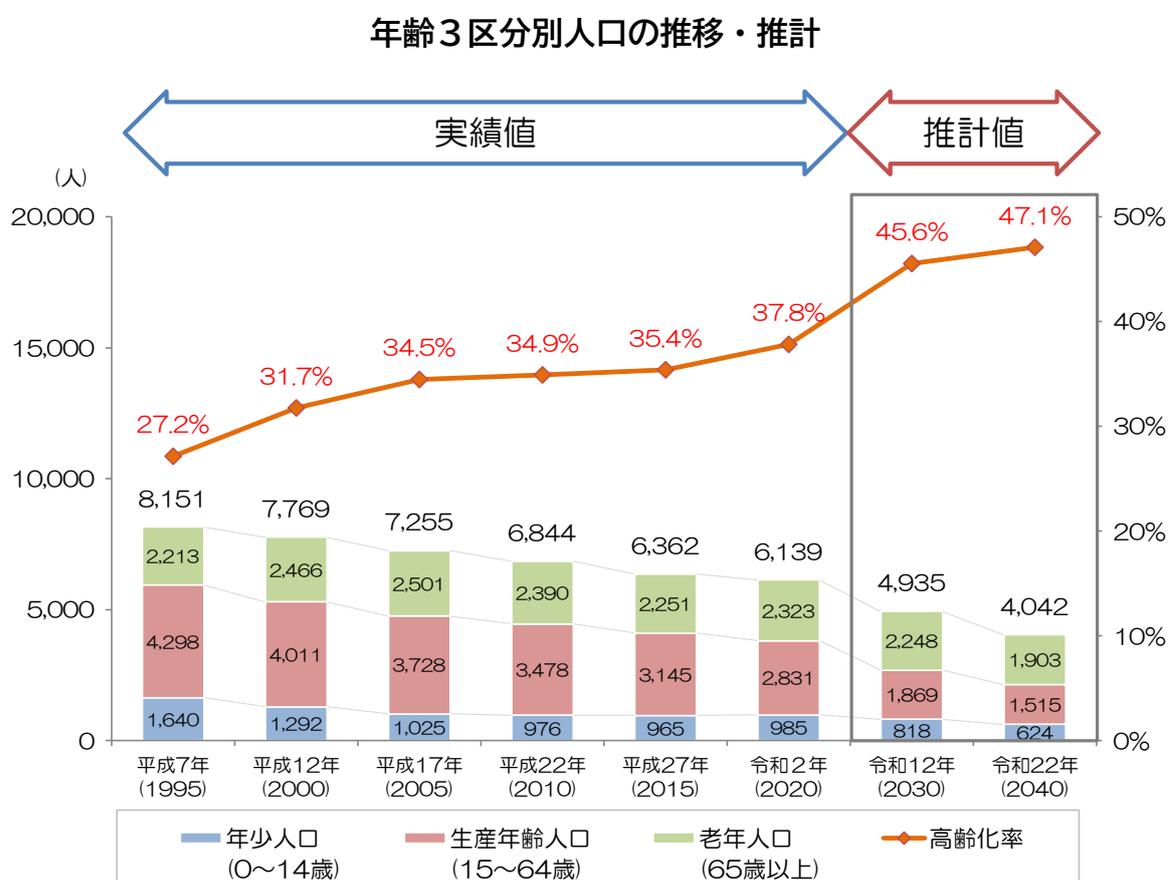
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は、平成7年の8,151人から令和2年には6,139人となり、2,012人の減少となっています。

年齢階層別で見ると、65歳以上の高齢者の割合が年々上昇しており、令和2年の高齢化率は37.8%となっています。

今後、少子高齢化の進展に伴う人口減少が予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和22年（2040年）の総人口は4,042人、高齢化率は47.1%となる見込みとなっています。

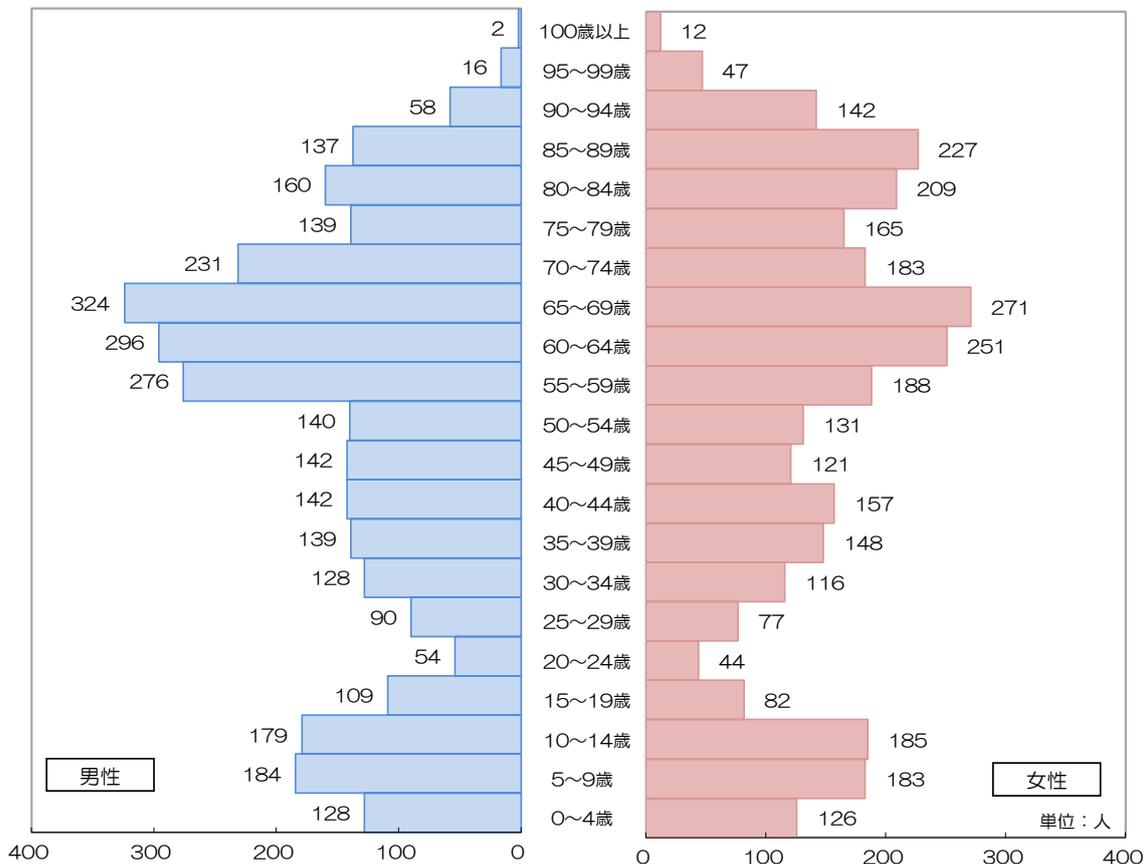


※令和7年まで「総務省：国勢調査」、令和12年以降「国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 男女別・年齢別人口構成

本町の令和2年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～24歳を中心とするくびれがみられ、高校卒業等を転機に町外へ人口が流出していると考えられます。

人口ピラミッド

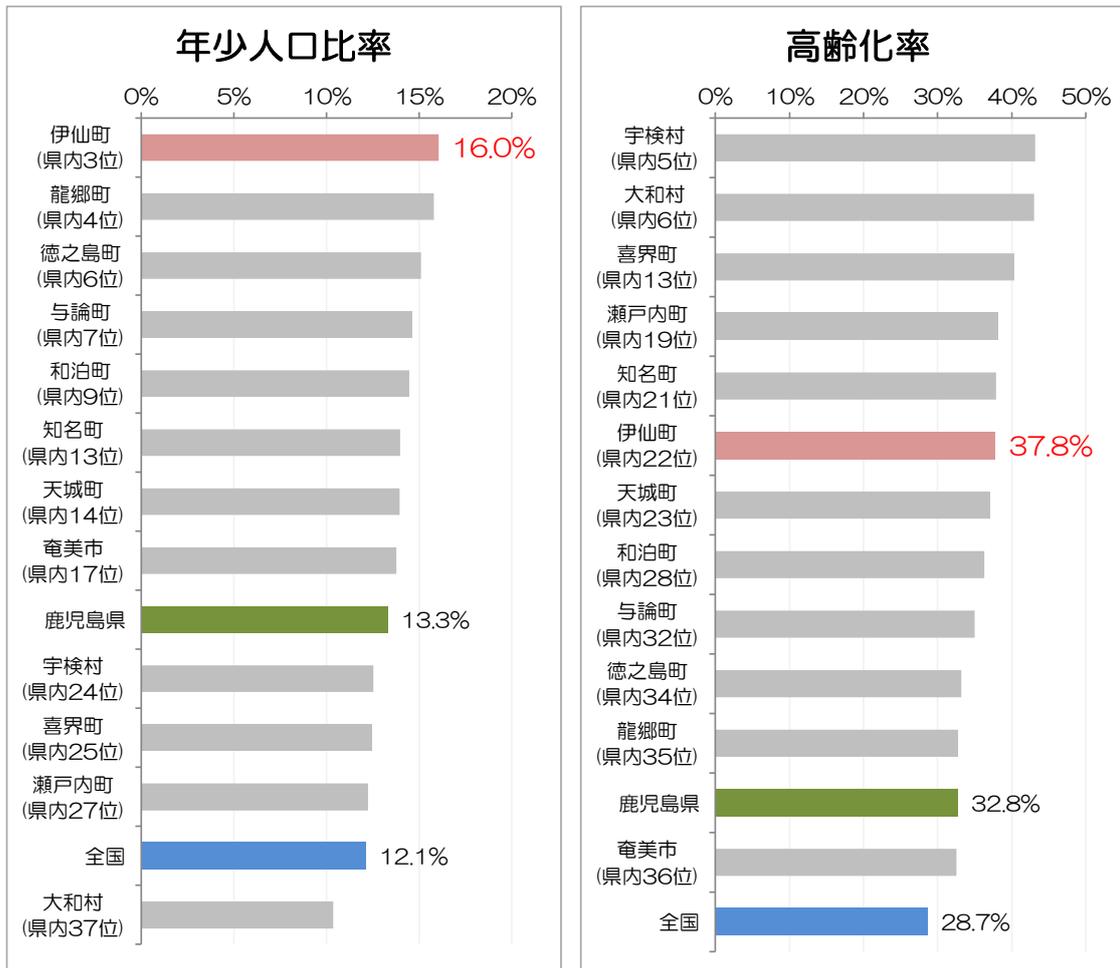


※「総務省：令和2年国勢調査」

(3) 年少人口比率・高齢化率

本町の令和2年の年少人口比率は16.0%（県内3位）、高齢化率は37.8%（県内22位）で、いずれも全国及び鹿児島県を上回っています。

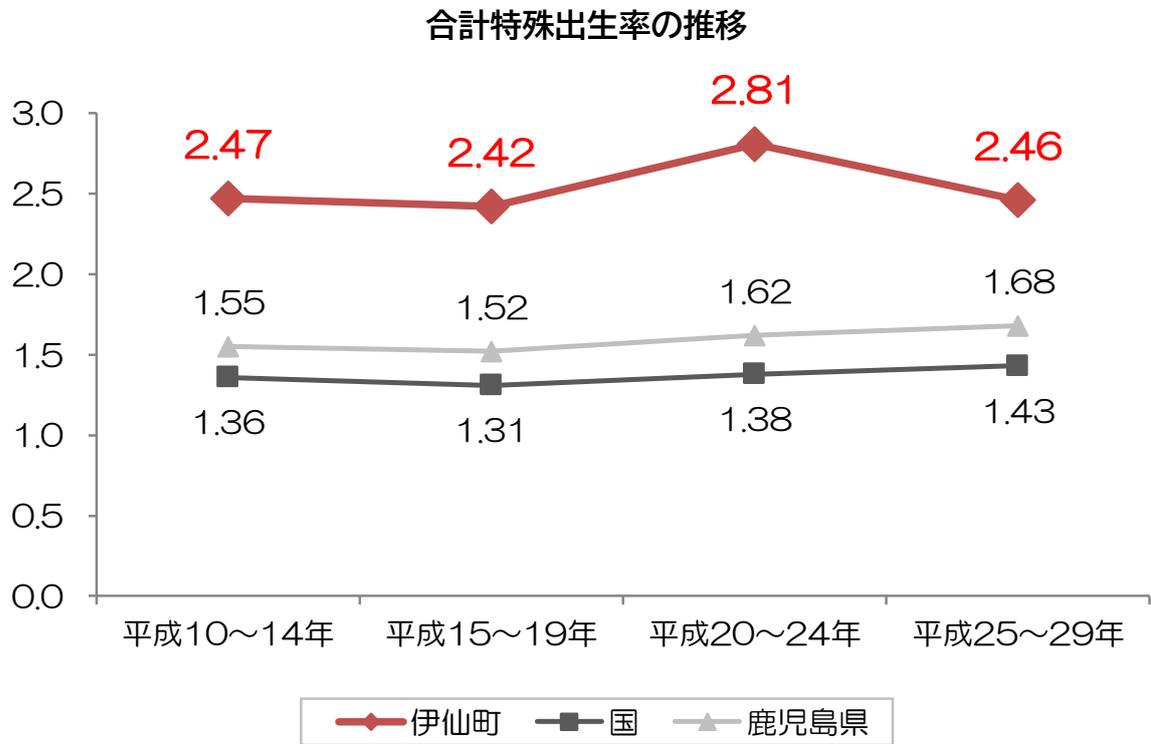
年少人口比率・高齢化率の県・県内各市町村との比較（令和2年）



※「総務省：令和2年国勢調査」

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、国・鹿児島県よりも高い水準で推移しており、平成 25～29 年の値は全国市町村で 2 番目の高さとなっています。



※人口動態統計特殊報告

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が 15 歳から 49 歳までに産む子供の数の平均を示す

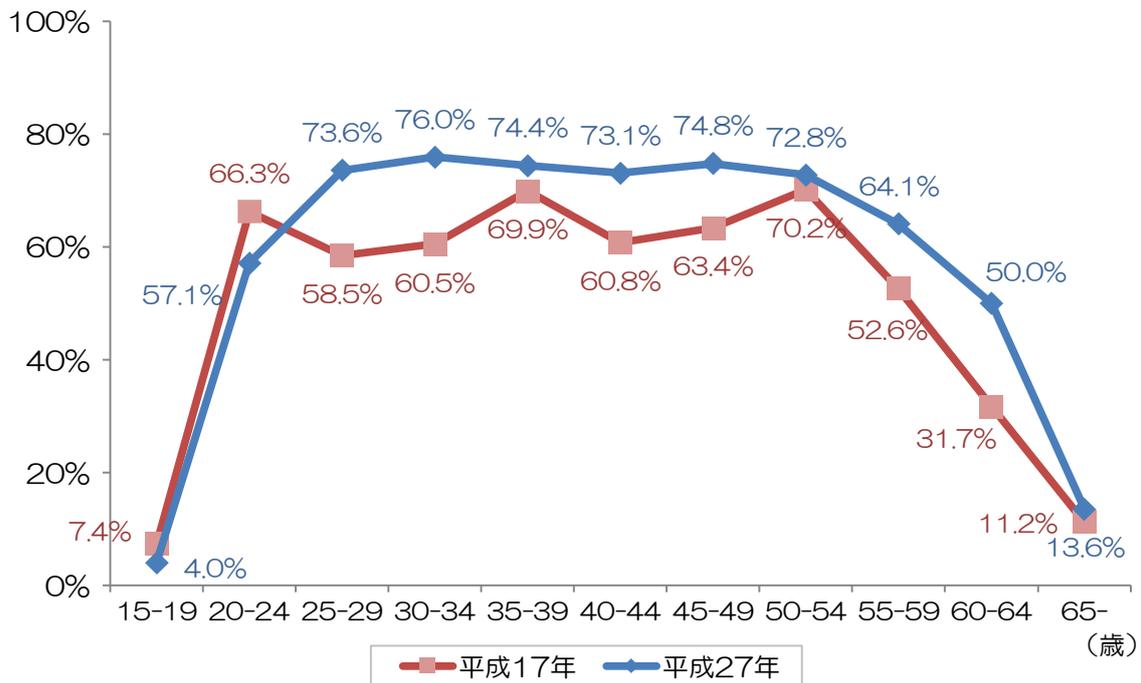
2 女性の就労状況

(1) 女性の年代別労働力率（推移）

本町の女性の年代別労働力率について、平成17年と平成27年を比較すると、25歳以上のすべての年齢層で上昇しています。

これまで、結婚・出産期に当たる年代（20歳代から30歳代前半）に一旦低下し、育児が落ち着いた時期（30歳代後半から40歳代後半）に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描くことが「一時就業中断型」として問題とされてきましたが、改善傾向にあると考えられます。

年代別労働力率の推移

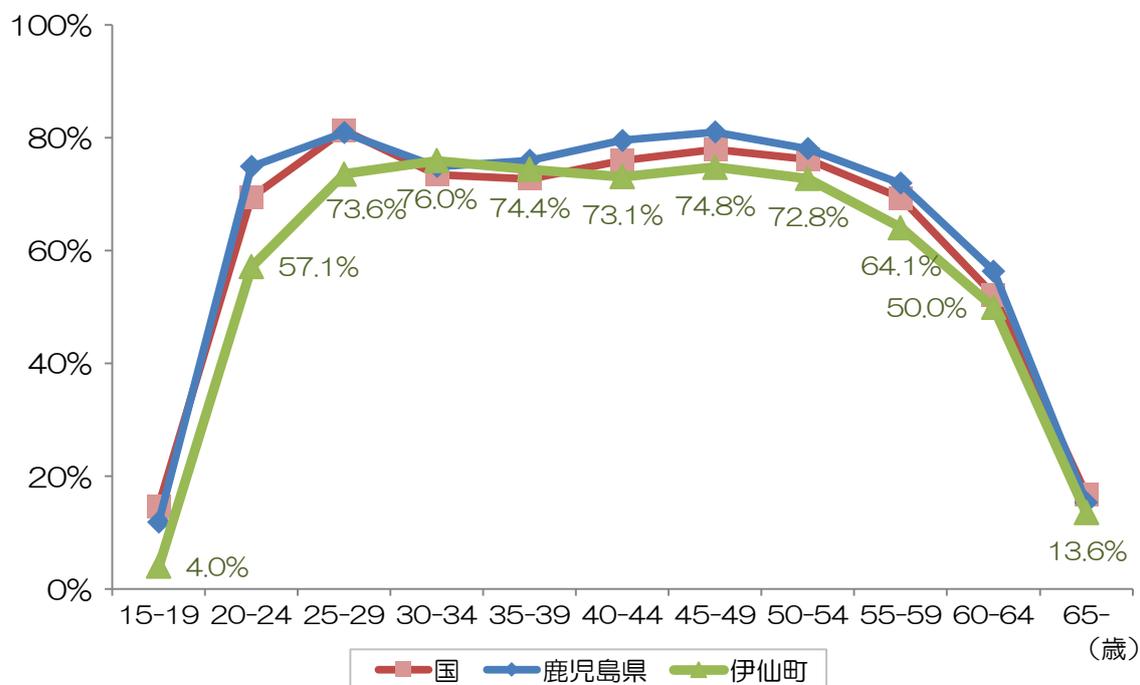


※「総務省：国勢調査」

(2) 女性の年代別労働力率（国・県との比較）

本町の平成 27 年の女性の年代別労働力率は、多くの年代で国・鹿児島県の水準を下回っています。

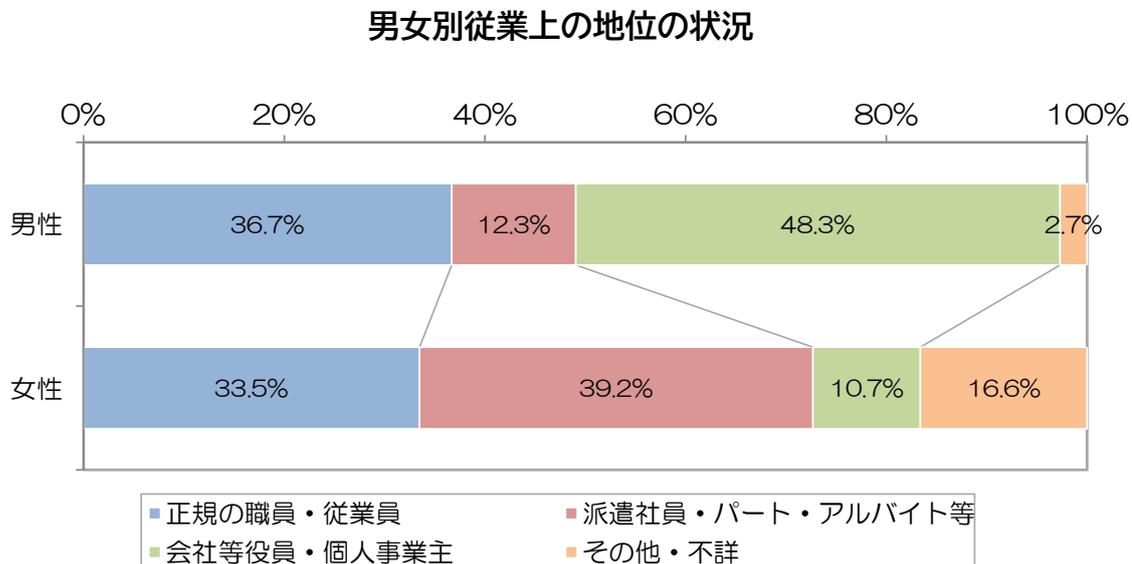
年代別労働力率の国・県との比較



※「総務省：平成 27 年国勢調査」

(3) 男女別従業上の地位

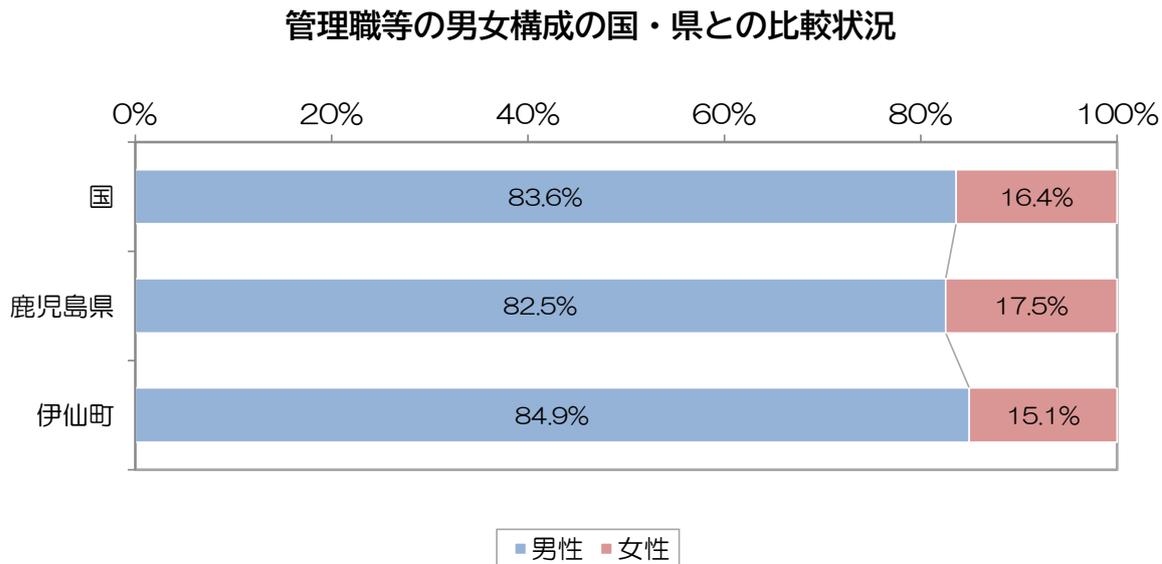
本町の平成 27 年の男女別従業上の地位の状況について、性別で比較すると、男性の「会社等役員・個人事業主」、女性の「派遣社員・パート・アルバイト等」の割合が高くなっています。



※「総務省：平成 27 年国勢調査」

(4) 管理職等の男女構成

本町の平成 27 年の管理職等（管理的職業従事者）に女性が占める割合は、国・鹿児島県と比較して、低くなっています。

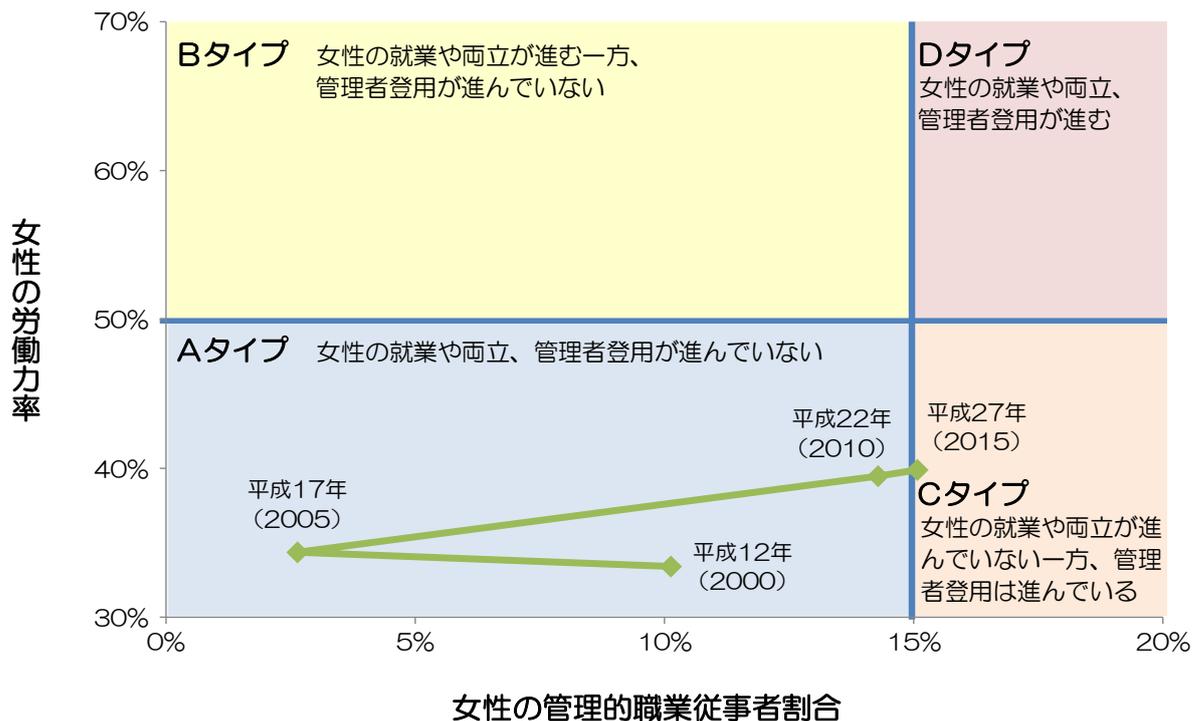


※「総務省：平成 27 年国勢調査」

(5) 女性の労働力率×女性の管理職等の割合（推移）

本町の女性の労働力率及び管理職等（管理的職業従事者）に女性が占める割合について、国が示した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 市町村推進計画策定支援マニュアル」に基づいて分類すると、平成22年以前はAタイプ（女性の就業や両立、管理者登用が進んでいない）に分類されましたが、平成27年時点ではCタイプ（女性の就業や両立が進んでいない一方、管理者登用は進んでいる）に分類されています。

女性の労働力率×女性の管理職等の割合の推移



※「総務省：国勢調査」

(6) 女性の労働力率×女性の管理職等の割合（国・県・他市町村との比較）

本町の平成 27 年の女性の労働力率及び管理職等（管理的職業従事者）に女性が占める割合は、いずれも全国平均、鹿児島県平均を下回っており、特に労働力率は県内市町村で 2 番目の低さとなっています。

女性の労働力率×女性の管理職等の割合の国・県・他市町村との比較

自治体名	労働力率		管理職割合		タイプ	自治体名	労働力率		管理職割合		タイプ
	数値	順位	数値	順位			数値	順位	数値	順位	
伊仙町	39.9%	42 位	15.1%	21 位	C	長島町	55.2%	3 位	14.9%	22 位	B
鹿児島市	50.6%	11 位	19.2%	4 位	D	湧水町	44.1%	34 位	19.7%	2 位	C
鹿屋市	49.8%	13 位	19.1%	5 位	C	大崎町	50.3%	12 位	13.1%	29 位	B
枕崎市	47.5%	21 位	18.0%	9 位	C	東串良町	51.5%	8 位	11.5%	33 位	B
阿久根市	46.7%	25 位	18.6%	6 位	C	錦江町	42.9%	36 位	10.7%	35 位	A
出水市	49.5%	14 位	14.5%	23 位	A	南大隅町	41.0%	41 位	7.3%	41 位	A
指宿市	51.3%	9 位	16.4%	18 位	D	肝付町	42.7%	37 位	13.1%	28 位	A
西之表市	54.0%	6 位	16.7%	16 位	D	中種子町	55.4%	2 位	16.7%	16 位	D
垂水市	44.5%	33 位	13.3%	27 位	A	南種子町	57.5%	1 位	15.3%	20 位	D
薩摩川内市	47.8%	20 位	18.1%	8 位	C	屋久島町	52.3%	7 位	19.4%	3 位	D
日置市	45.7%	29 位	15.4%	19 位	C	大和村	34.2%	43 位	7.7%	39 位	A
曾於市	47.1%	22 位	18.3%	7 位	C	宇検村	42.1%	38 位	12.5%	31 位	A
霧島市	49.3%	15 位	17.3%	12 位	C	瀬戸内町	41.6%	39 位	6.1%	42 位	A
いちき串木野市	46.2%	26 位	16.7%	15 位	C	龍郷町	46.8%	23 位	10.4%	37 位	A
南さつま市	41.4%	40 位	17.7%	10 位	C	喜界町	45.7%	28 位	14.0%	26 位	A
志布志市	51.1%	10 位	13.0%	30 位	B	徳之島町	45.2%	31 位	17.0%	13 位	C
奄美市	48.9%	18 位	16.9%	14 位	C	天城町	44.7%	32 位	10.8%	34 位	A
南九州市	48.1%	19 位	14.3%	25 位	A	和泊町	54.7%	5 位	10.5%	36 位	B
伊佐市	45.9%	27 位	14.4%	24 位	A	知名町	49.0%	17 位	8.8%	38 位	A
始良市	46.7%	24 位	20.0%	1 位	C	与論町	55.0%	4 位	7.4%	40 位	B
三島村	43.6%	35 位	12.5%	31 位	A						
十島村	45.5%	30 位	0.0%	43 位	A	全国	50.0%		16.4%		D
さつま町	49.3%	16 位	17.4%	11 位	C	鹿児島県	49.0%		17.5%		C

※「総務省：平成 27 年国勢調査」

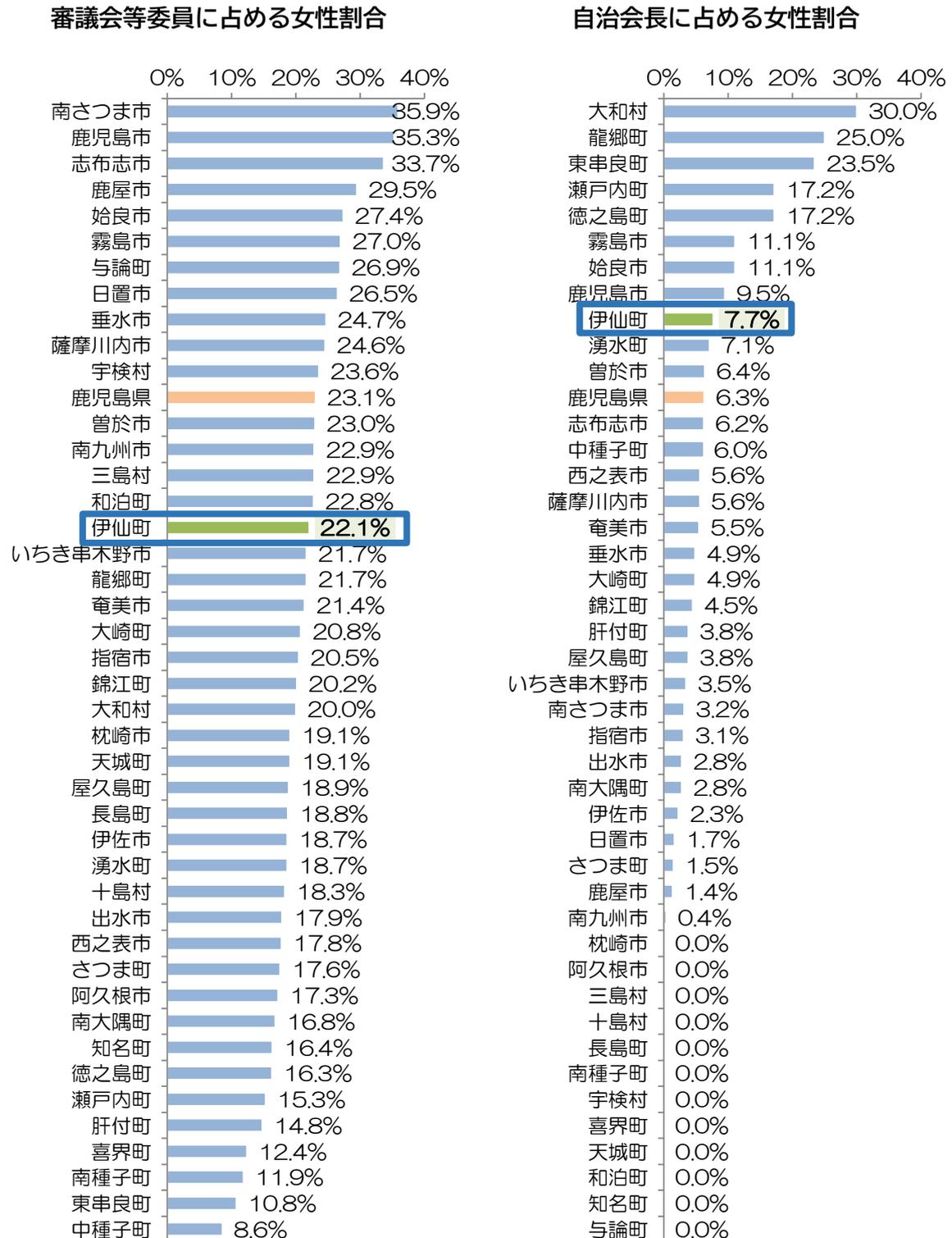
タイプは「内閣府：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 市町村推進計画策定支援マニュアル」に基づき分類

3 政策・方針決定過程及び地域社会における女性参画の状況

(1) 審議会等委員及び自治会長に占める女性の割合

本町の令和2年度時点の審議会等委員及び自治会長に占める女性の割合は、審議会等委員について鹿児島県の水準を下回る一方、自治会長について鹿児島県の水準を上回っています。

審議会等委員及び自治会長に占める女性割合の県・他市町村との比較



※「内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）」

4 アンケート調査からみる本町の状況

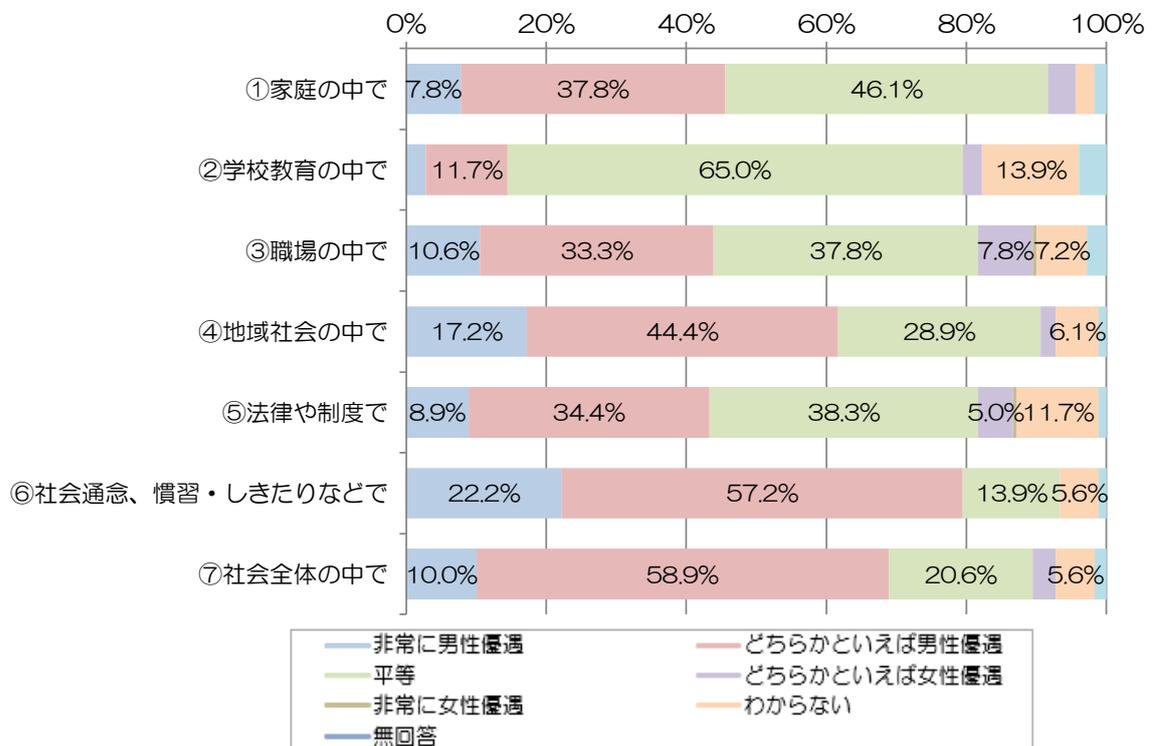
(1) 男女の地位の平等感について

「男性優遇」の回答した人の割合が高くなっており、「社会全体の中で」において、「平等」と回答した人の割合は20.6%にとどまっています。

項目別に「平等」の割合をみると、「学校教育の中で」が65.0%と最も高く、「社会通念、慣習・しきたりなどで」が13.9%と最も低くなっています。

平等と回答した人の割合について、前回調査（平成28年度実施、以下同様）と比較すると、「家庭の中で」において増加している一方、「学校教育の中で」において低下しています。

県調査（平成28年度実施、以下同様）と比較においては、「家庭の中で」「職場の中で」において回答した人の割合が高くなっています。



前回調査・県調査との比較

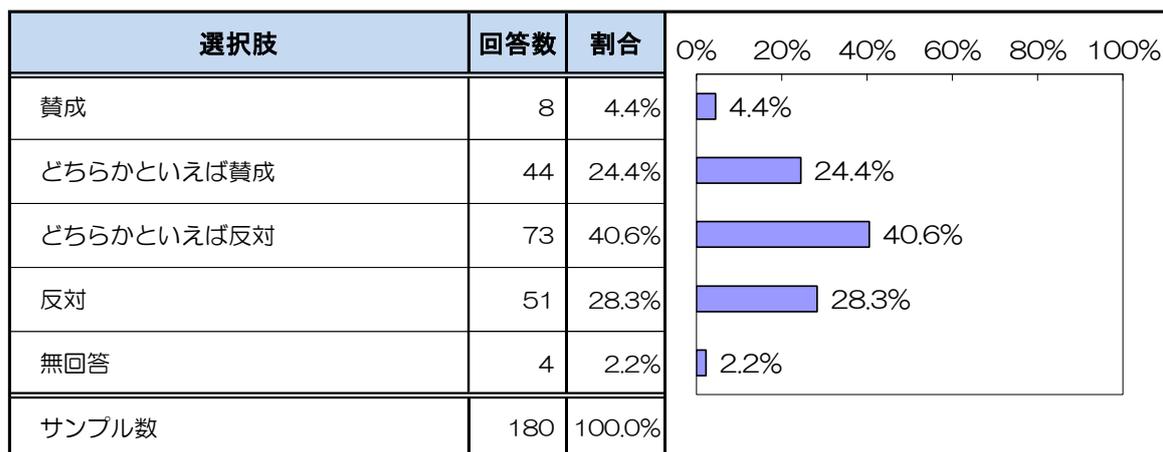
項目	伊仙町調査		県調査 (H28)
	今回(R3)	前回(H28)	
家庭の中で男女平等だと感じている人の割合	46.1%	39.4%	39.0%
学校教育の中で男女平等だと感じている人の割合	65.0%	72.8%	60.7%
職場の中で男女平等だと感じている人の割合	37.8%	37.2%	25.6%
地域社会の中で男女平等だと感じている人の割合	28.9%	26.7%	29.1%
法律や制度で男女平等だと感じている人の割合	38.3%	35.6%	39.2%
社会通念、慣習・しきたりなどで男女平等だと感じている人の割合	13.9%	14.4%	16.7%

(2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて

「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合が68.9%となっており、7割近くの人が、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対し、否定的な考え方を持っています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的である人の割合について、前回調査と比較すると、前回調査の63.3%から5.6ポイント増加しています。

県調査との比較においては、県調査の48.3%より20.6ポイント高くなっています。



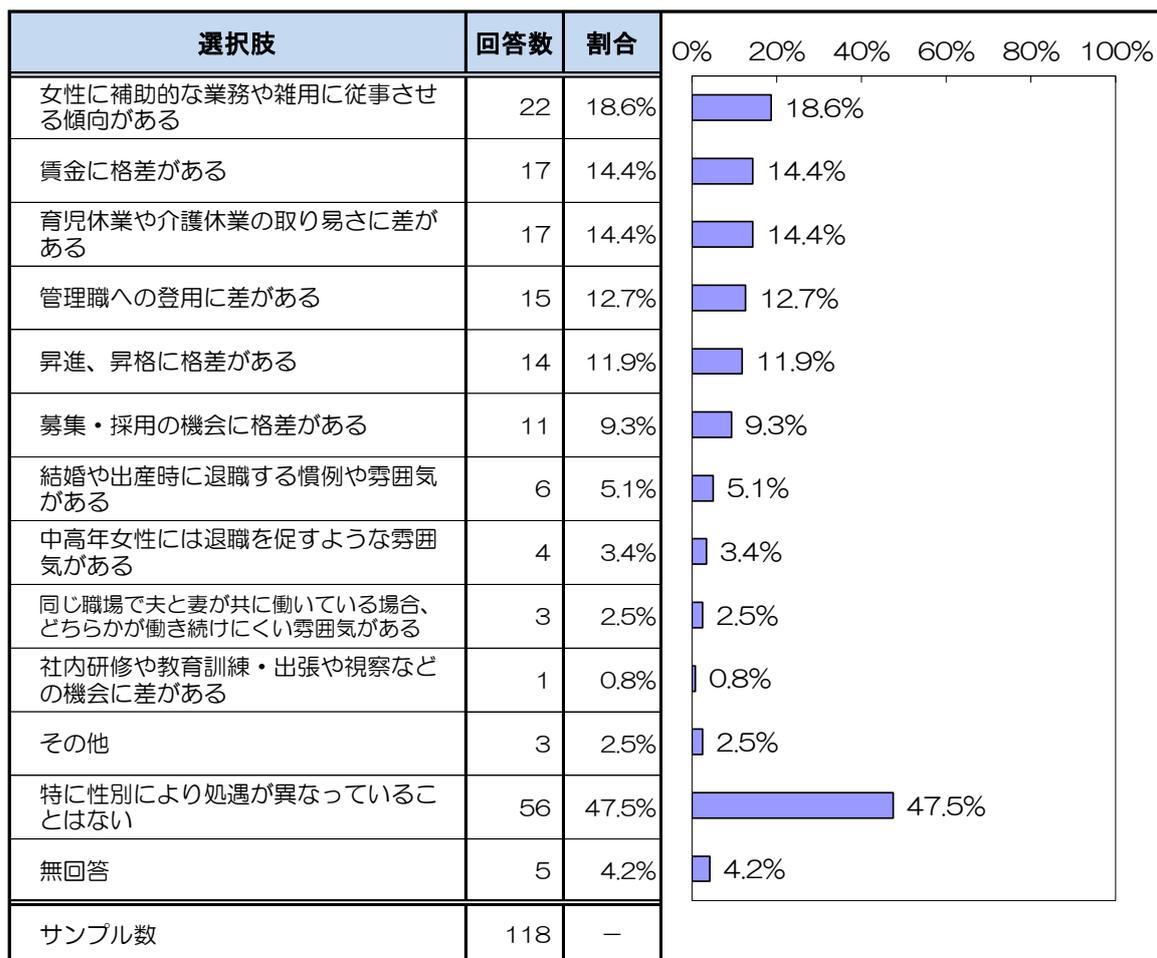
前回調査・県調査との比較

項目	伊仙町調査		県調査 (H28)
	今回(R3)	前回(H28)	
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的である人の割合	68.9%	63.3%	48.3%

(3) 職場における性別による処遇の違いについて

「特に性別により処遇が異なっていることはない」と回答した割合が47.5%を占めていますが、「女性に補助的な業務や雑用に従事させる傾向がある」「賃金に格差がある」「育児休業や介護休業の取り易さに差がある」等の何らかの処遇の違いを感じている人も半数近くに達しています。

「職場における性別による処遇の違いはない」と感じている人の割合について、前回調査や県調査との大きな差異はみられませんでした。

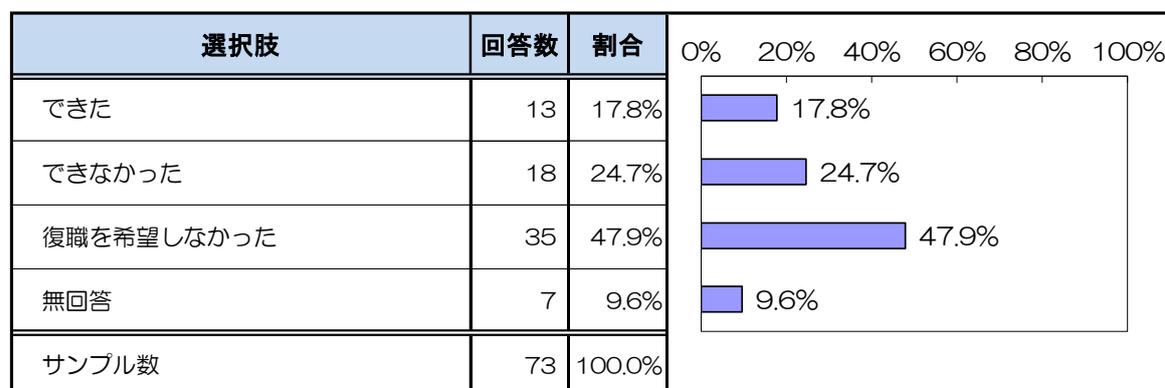


前回調査・県調査との比較

項目	伊仙町調査		県調査 (H28)
	今回(R3)	前回(H28)	
「職場における性別による処遇の違いはない」と感じている人の割合	47.5%	43.6%	45.2%

(4) 結婚・出産等による離職後の復帰について

「同じ職場に復帰できなかった」人の割合は24.7%となっており、前回調査との大きな差異はみられませんでした。



前回調査・県調査との比較

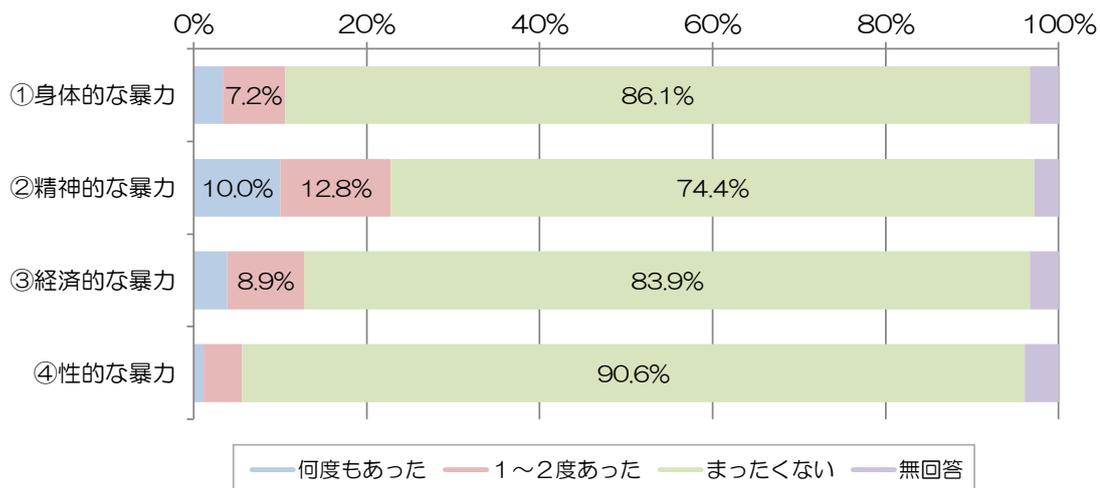
項目	伊仙町調査	
	今回(R3)	前回(H28)
結婚・出産等による離職後に復職することができた人の割合	24.7%	22.7%

(5) DVを受けた経験について

暴力を受けた割合（「何度もあった」「1～2度あった」を合わせた割合）について、「精神的な暴力」が22.8%と最も高く、次いで、「経済的な暴力」の12.8%、「身体的な暴力」の10.6%の順となっています。

また、何らかの暴力を受けた割合（①～④のいずれかで「何どもあった」「1～2度あった」のいずれかに回答した割合）は26.7%となっています。

配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人の割合について、前回調査と比較すると、前回調査の34.4%から7.7ポイント低下しています。



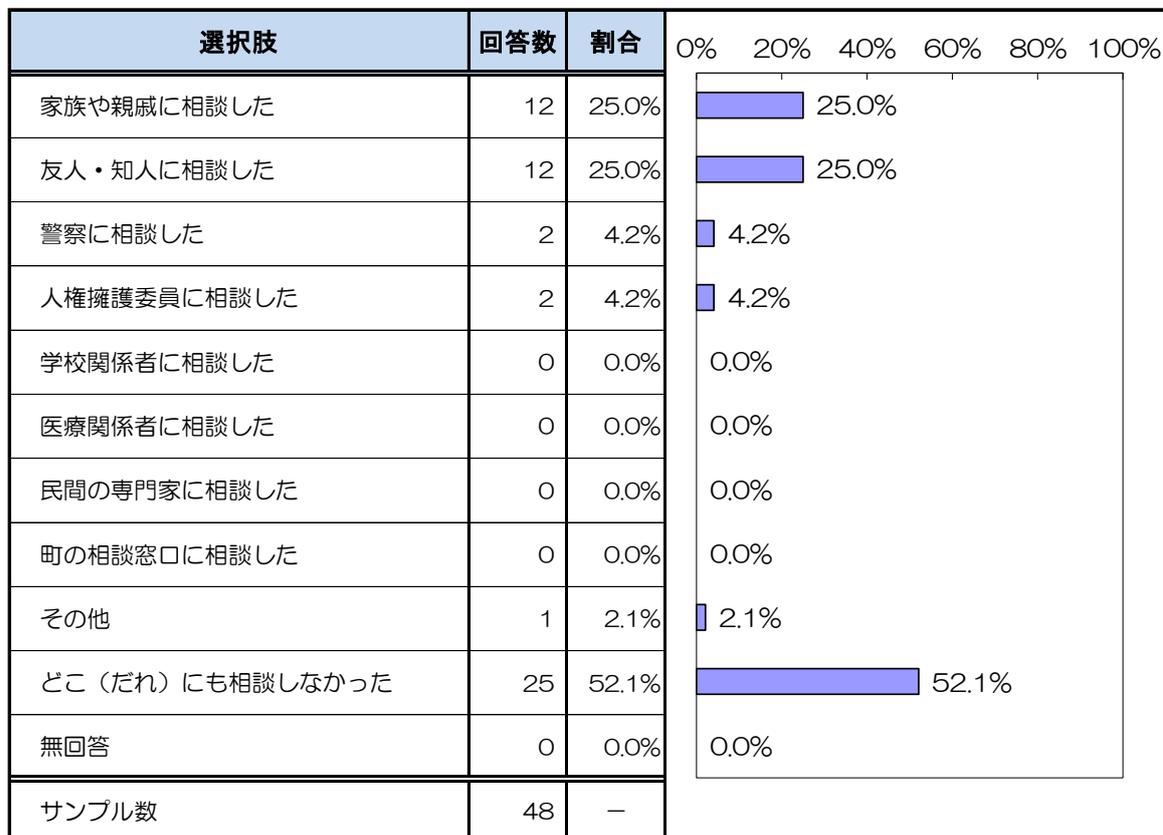
前回調査・県調査との比較

項目	伊仙町調査	
	今回(R3)	前回(H28)
配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人の割合	26.7%	34.4%

(6) DVを受けた際の相談について

「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した割合が52.1%と半数以上を占めています。

配偶者や恋人から暴力を受けた際にどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合について、前回調査と比較すると、前回調査の33.9%から18.2ポイント増加しています。



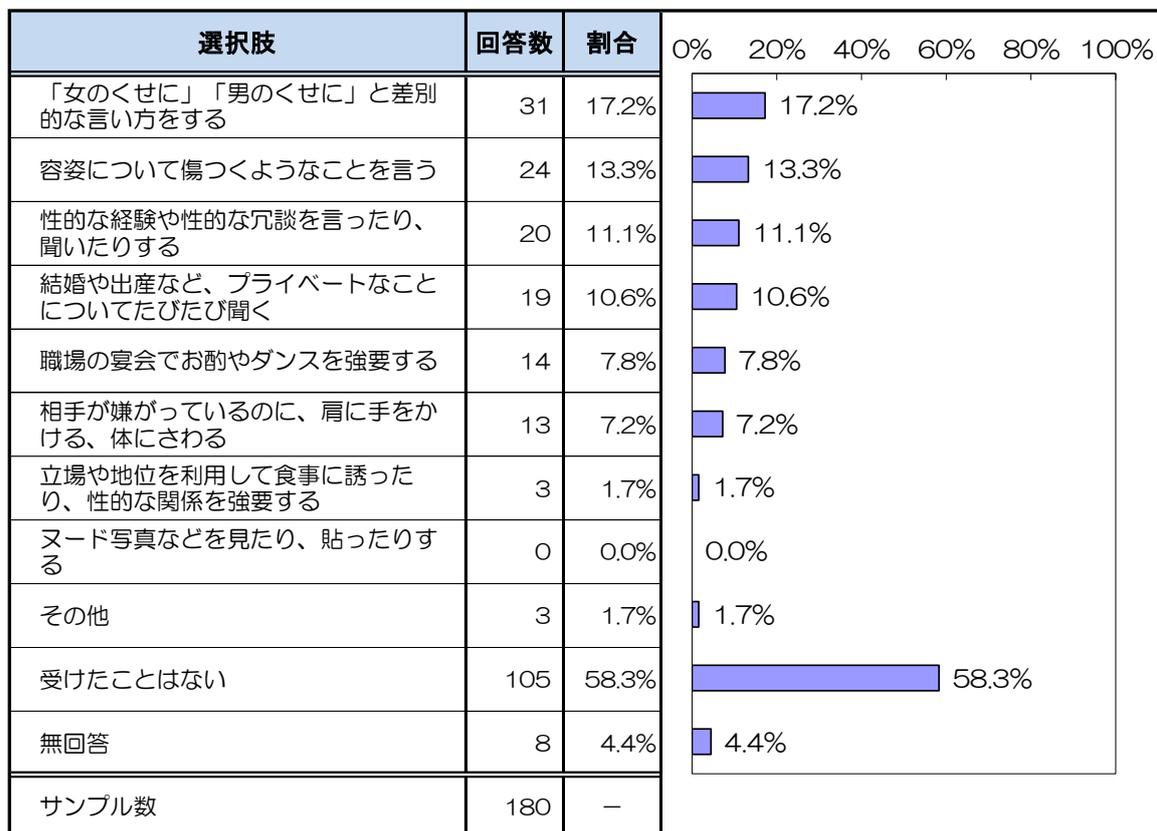
前回調査・県調査との比較

項目	伊仙町調査	
	今回(R3)	前回(H28)
配偶者や恋人から暴力を受けた際にどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	52.1%	33.9%

(7) セクシュアル・ハラスメントを受けた経験について

「受けたことはない」と回答した割合が 58.3%を占めていますが、『女のくせに』『男のくせに』と差別的な言い方をする」「容姿について傷つくようなことを言う」等の何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人も4割近くに達しています。

セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合について、前回調査との大きな差異はみられませんでした。



前回調査・県調査との比較

項目	伊仙町調査	
	今回(R3)	前回(H28)
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	37.3%	42.2%

第3章 目指すべき姿・基本理念等

第3章 目指すべき姿・基本理念等

1 目指すべき姿

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指すことを目的に、本計画の目指すべき姿を次のように定め、男女共同参画社会を推進していきます。

ま ち
心豊かな「健康・長寿・癒しの伊仙」を
「男女共同参画社会の実現で」

2 基本理念

伊仙町男女共同参画推進条例の第3条には、男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画社会の形成について、4つの基本理念が規定されています。

この基本理念に基づいた取組を推進することにより、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現を目指します。

伊仙町男女共同参画推進条例（第3条）

第3条 男女共同参画の推進は、男女個人の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

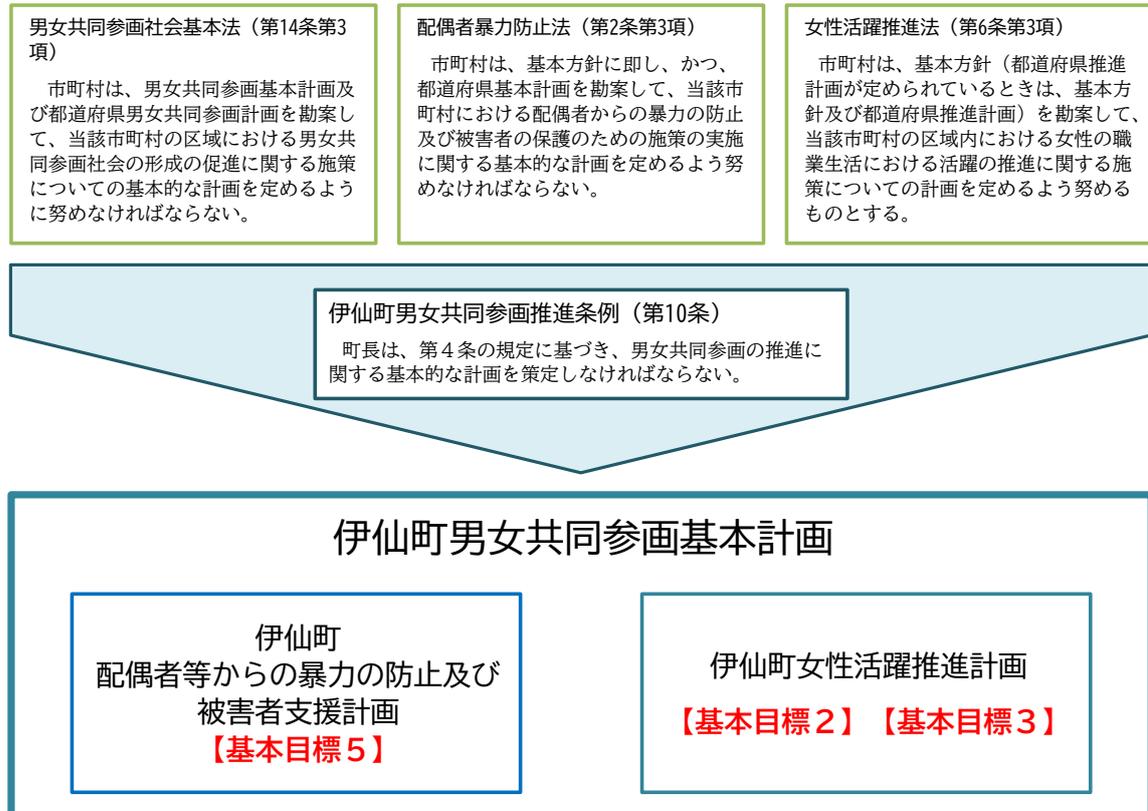
- (1) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度、又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- (2) 男女共同参画の推進は、男女が、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (3) 男女共同参画の推進は、男女が社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

3 基本目標

基本理念実現のため、以下の5つの基本目標を掲げ、町民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- 基本目標1 男女共同参画の実現に向けた基盤整備**
- 基本目標2 政策・方針の決定や地域における女性参画の促進**
- 基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備**
- 基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり**
- 基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶**

4 関連する法律等との関係



5 施策の体系

【 目指すべき姿 】

心豊かな「健康・長寿・癒しの伊仙」を
「男女共同参画社会の実現で」

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- (1) 意識改革のための啓発及び男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
- (2) 教育・学習の場における男女共同参画の推進

伊仙町女性活躍推進計画

基本目標2 政策・方針の決定や地域における女性参画の促進

- (1) 政策・方針決定過程への女性参画の促進
- (2) 地域における男女共同参画の推進

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

- (1) 働く場における女性活躍の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (3) 子育て・介護等に対する支援の充実

基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり

- (1) 生涯にわたる心と身体健康支援
- (2) 安心して暮らせる環境の整備

伊仙町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 早期発見・早期支援及び相談支援体制の充実

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

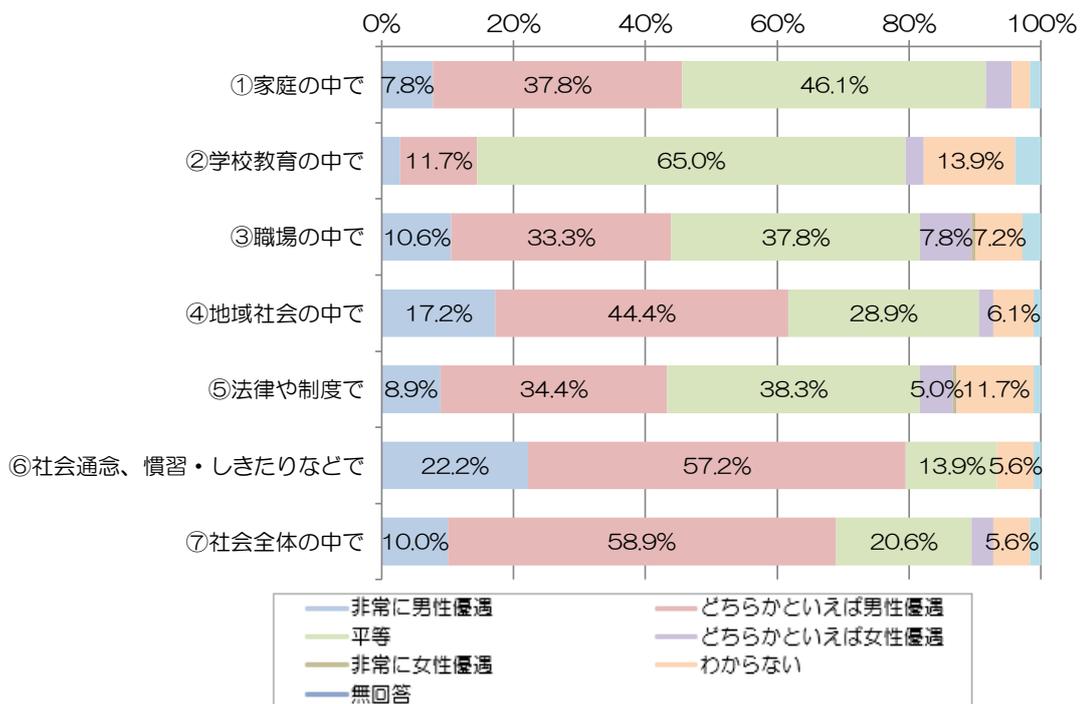
男女が対等な立場で、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画していく意識や能力を上げていくことは、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

しかし、時代とともに社会制度や慣行等は、変わりつつあるものの、人々の意識の中には、固定的性別役割分担意識がいまだに根強く残っており、依然として多くの分野で「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況にあります。

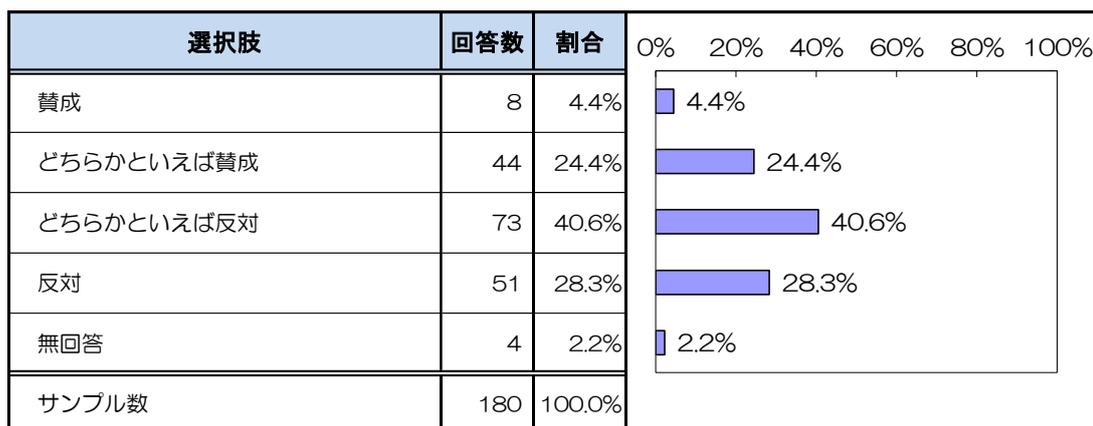
こうした状況は、男女の生き方や社会における活動の選択の幅を狭めることにもつながることがから、生活のあらゆる場面における男女共同参画意識を深めていくことが重要です。

そのためには、固定的性別役割分担意識や性別による機会の不平等をもたらす社会制度や慣行を見直すとともに、子どもの頃から男女共同参画に関する意識を上げていく家庭教育や学校教育の推進等により、町民全体の意識を啓発していく必要があります。

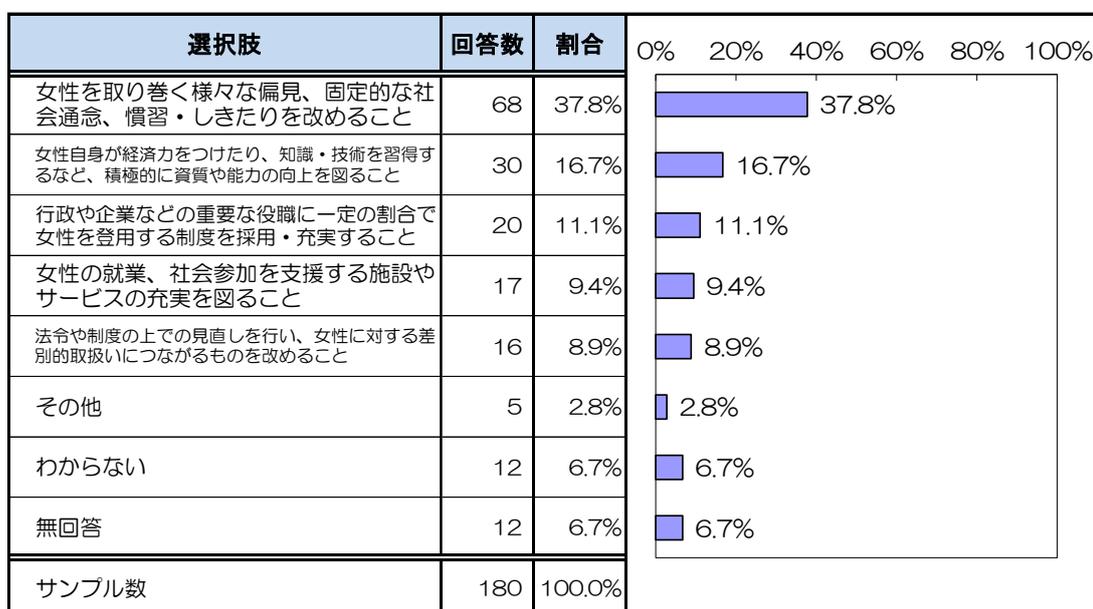
【アンケート結果】各分野における男女の地位の平等感



【アンケート結果】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え



【アンケート結果】男女平等のため重要だと思うこと



(1) 意識改革のための啓発及び男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を負うべき社会を形成していくことが、男女共同参画の基本です。

しかしながら、アンケート調査においては、法律や制度の中では約4割、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては約8割の人が、「男性の方が優遇されている」と回答しています。

また、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識について、前回調査と比較して改善しているものの、未だ約3割の人が賛成とする考えを持っています。

男女平等のために重要だと思うこととして、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多く挙げられていることも踏まえ、これまでの制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直しを図るとともに、一人ひとりが考え行動していくための意識の変革を図ることが求められています。

【今後の方向性】

① 町民意識の醸成に向けた取組の推進

- ・町ホームページや広報「いせん」等を活用し、固定的な意識の是正に必要な情報を提供します。
- ・男女共同参画地域推進員による学校・事業者等へのチラシ配布やほーらい館での資料展示等による啓発活動を推進します。
- ・女性団体や各種団体、公的な機関と連携し、セミナーや講演会等による啓発活動の実施に努めます。

② 男女共同参画に関する資料の収集と情報発信

- ・男女共同参画に関連する制度や取組等の情報を収集し、様々な機会や媒体を活用した情報提供に努めます。
- ・伊仙町男女共同参画基本計画策定時の機会を活用し、アンケート調査等を活用した町民意識の動向把握に努めます。
- ・町から発信する情報について、男女共同参画に配慮した適切な表現に努めます。

(2) 教育・学習の場における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進していくためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図る必要があります。

アンケート調査においては、他の分野と比較して、学校教育において男女が平等と感じている人の割合が高くなっています。

次世代を担う子どもたちを中心に、家庭や地域、職場、学校等において、個人の尊厳と男女共同参画に対する意識の醸成を図るための教育・学習の場を提供していくことが求められています。

【今後の方向性】

① 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

- ・学校における人権教室やいじめ防止教室等を通じて、子どもたちに対する男女共同参画に対する意識の醸成に努めます。
- ・男女共同参画に関する生涯学習の充実に努めます。
- ・男性を対象とした男女共同参画意識の醸成につながる研修会や講座の開催に努めます。

② 女性の社会参画のための学習支援

- ・女性が社会のあらゆる分野の活動に参画する力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

基本目標2 政策・方針の決定や地域における女性参画の促進

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、活力ある地域社会づくりにおいて非常に重要です。

とりわけ、多様化する地域社会において、新たな発想が生まれ、様々な価値観が尊重される社会づくりのためには、女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画の拡大が重要であり、行政自らが率先して女性参画を推進するとともに、地域団体等に対しても女性の参画の拡大を推進するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中、地域には様々な課題が生じています。

地域課題解決のためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え、活躍することができるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備していく必要があります。

【アンケート結果】政治や行政、職場等における女性の参画が進まない理由

選択肢	回答数	割合	
家庭生活との両立が困難であるため	102	56.7%	56.7%
男性優位の組織運営がなされているため	87	48.3%	48.3%
家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため	84	46.7%	46.7%
女性の参画への支援が少ないため	54	30.0%	30.0%
女性の積極性が不十分であるため	45	25.0%	25.0%
女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため	36	20.0%	20.0%
その他	4	2.2%	2.2%
わからない	6	3.3%	3.3%
無回答	1	0.6%	0.6%
サンプル数	180	—	

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の促進

男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野において女性が参画でき、それぞれの分野の意思決定過程に女性が参画していくことが重要です。

しかし、審議会等委員に占める女性の割合は約2割にとどまるなど、本町の政策・方針決定の場における女性の参画は十分とはいえない状況にあります。

町の審議会等における女性登用率の向上に努めるなど、政策・方針決定過程への女性参画を促進していく必要があります。

【今後の方向性】

① 行政における女性参画の拡大

- ・町の審議会等における女性委員の積極的な登用に努めます。
- ・女性活躍推進法に基づく「伊仙町特定事業主行動計画」を踏まえ、女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

地域においては、人口減少や少子高齢化、家族形態の変化等に伴い、福祉や防災、防犯、環境問題やまちづくり等における多くの課題が生じています。

課題解決のためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、それぞれの個性や能力を発揮することが重要であり、その環境整備が必要です。

また、防災分野においては、避難所運営等において、女性の視点を活かした対応を行うことが有効であると考えられています。

本町においては、自治会長に占める女性の割合が1割に満たないなど、地域活動における女性の参画が十分とはいえない状況にあり、地域における女性参画を推進していくことが求められています。

【今後の方向性】

① 地域活動における男女共同参画の推進

- ・地域の課題解決に向けた活動を行う人材や団体の育成に努めます。
- ・子育て支援やDV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む団体の活動を支援します。

② 防災分野における男女共同参画の推進

- ・防災体制の整備にあたっては、災害から受ける影響やニーズに男女差があることなども踏まえ、男女双方の視点に留意して取り組みます。
- ・防災に関する政策・方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進します。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

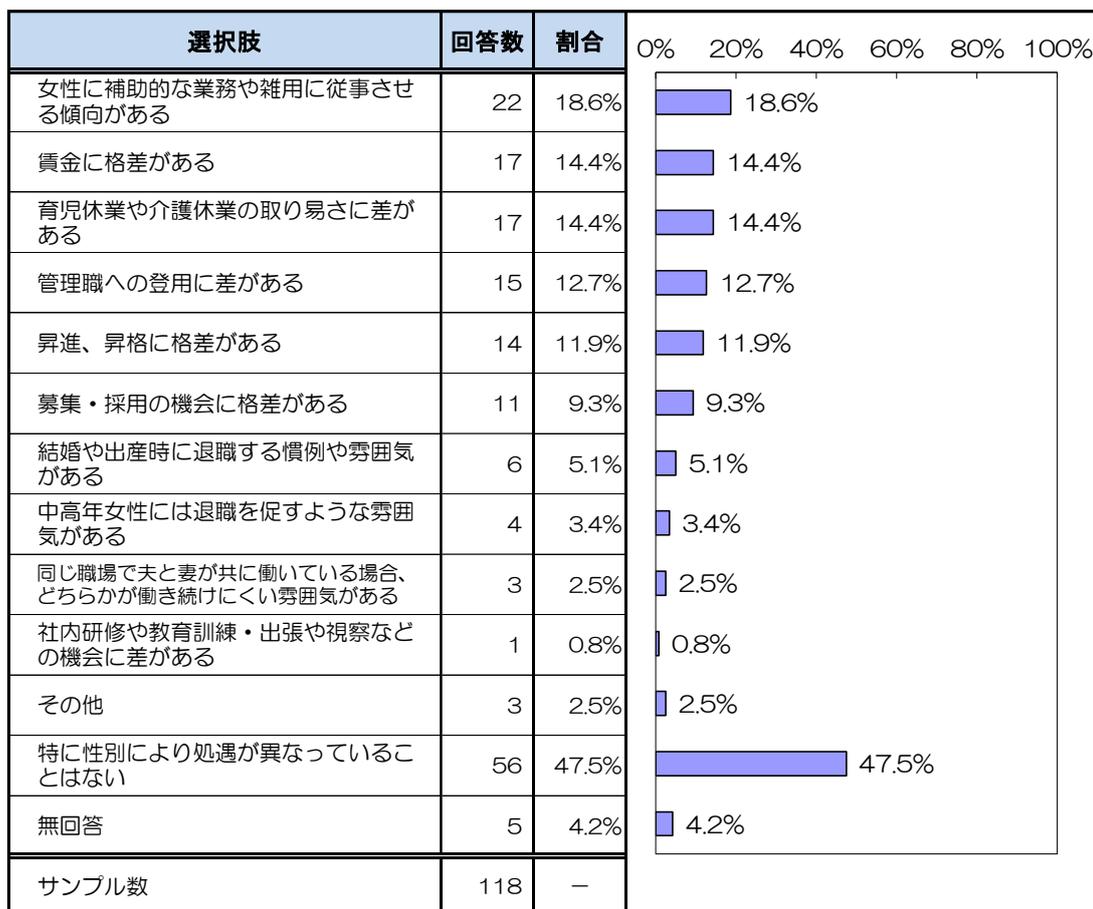
人口減少及び高齢化に伴う労働力不足に対応するためには、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識から脱却し、男女がともに、自らの意思によって職業生活を営みことができ、その能力と個性を十分に発揮することができる環境が整備されることが重要です。

本町においては、女性の労働力率が上昇傾向にあるなど、働く場における女性の活躍が広がりつつありますが、まだ十分ではない状況にあります。

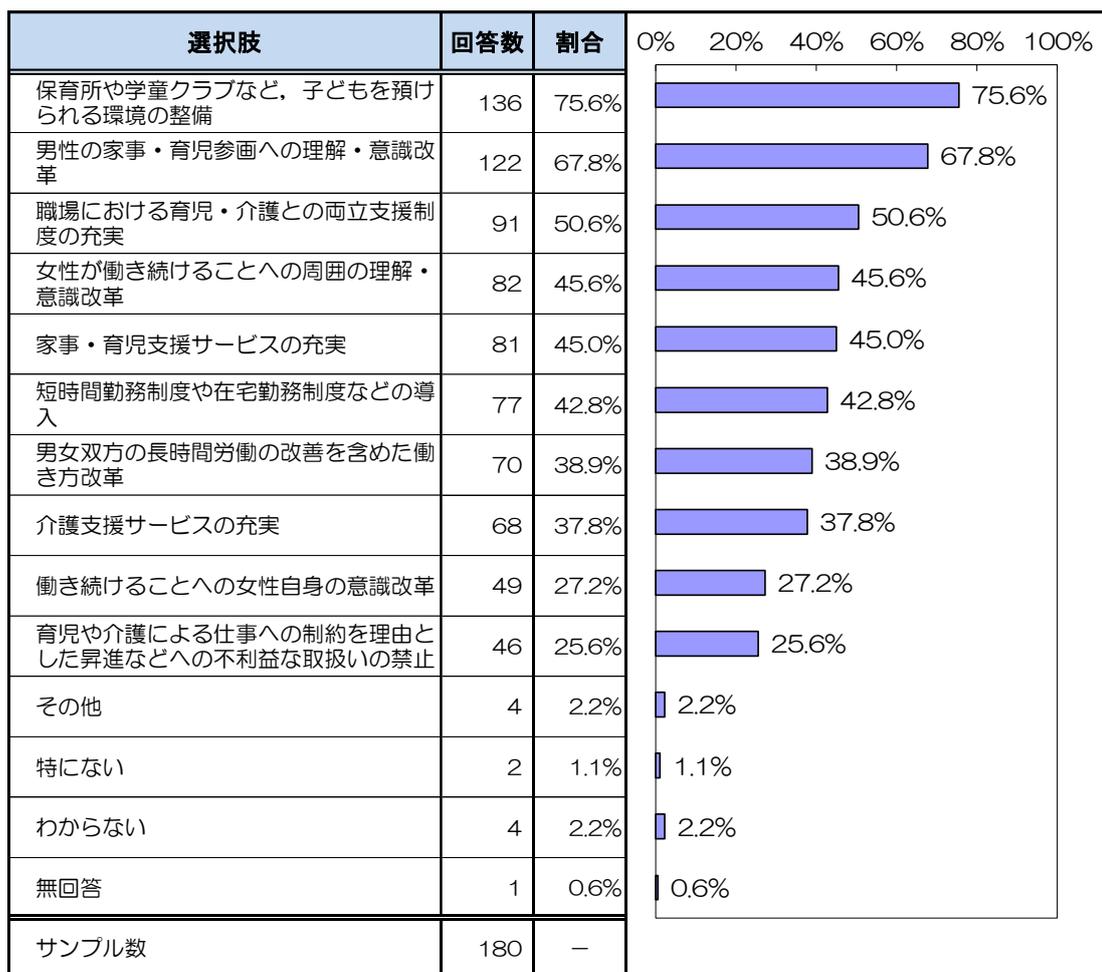
働きたい人が性別に関わりなく、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できるような就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができる職場環境の整備に取り組む必要があります。

そして、従来の仕事優先の意識やライフスタイルの見直し、長時間労働の是正、子育て環境の整備等の推進により、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すことが求められています。

【アンケート結果】職場における性別による処遇の違い



【アンケート結果】女性が出産後も同じ職場で働き続けるために必要なこと



(1) 働く場における女性活躍の推進

働くことは、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献にもつながるものであり、その環境の整備は男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。

「女性活躍推進法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（通称：雇用機会均等法）」、「次世代育成支援対策推進法」の制定等による法制面における整備が進み、本町における女性の労働力率は上昇傾向にあるものの、男性と比べて、非正規雇用が多く、管理職に占める割合も低いなど、女性が十分に活躍しているとはいえない状況にあります。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう、関係機関との連携のもと、「女性活躍推進法」等の関係法令の周知や普及啓発、相談体制の整備・充実を図るとともに、子育てや介護等が必要な状況においても、女性が継続して働き続け、能力を発揮し続けることができるような環境の整備など、女性の就業に対する支援が求められています。

【今後の方向性】

① 職業生活における女性の活躍の推進

- ・妊娠や出産、育児、介護等を理由とする不利益な取り扱いを防止するため、事業者や町民に対する啓発に努めます。
- ・性別に関わらず、多様な働き方の選択が可能となるよう、男性の育児・介護休業の取得を促進します。

② 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・雇用に関する男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう、「女性活躍推進法」やその他関係法令の周知に努め、事業主等によるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進を図ります。
- ・女性の管理職への登用促進を図るため、事業者等に対する協力要請や情報提供等を行います。
- ・女性の管理職への登用促進を図るため、県や関係団体等と連携して、女性就業者に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に努めます。
- ・事業所等での配置・昇進等における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントに対する雇用管理の改善を図るため、関係機関と連携した取組を推進します。

③ 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出

- ・働きたい女性が、子育てや介護等に関わらず継続して就業できるよう、また、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携して職場環境の整備推進に努めます。
- ・就職や再就職を支援するため、関係機関と連携して各種技術・技能習得の機会や職業能力開発機会の情報収集・提供に努めます。
- ・女性の創業支援とともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、関係機関と連携した情報提供等に努めます。

④ 労働環境の整備の推進

- ・パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者、家内労働者、また、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理等の労働環境の整備の促進に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

従来の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女ともに育児・介護休業制度を利用することや、長時間労働を改め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、女性の「M字カーブ問題」の解消や、家庭生活・地域活動等への参画の促進、政策・方針決定過程への参画の拡大等、男女が社会のあらゆる分野に参画して活躍していくうえで不可欠なものです。

アンケート調査においては、女性が出産後も同じ職場で働き続けるために必要なこととして、子育て環境の整備とともに、職場環境の整備や周囲の人、特に男性の理解が必要と回答している人の割合が高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・事業者・行政等が連携し、男女がともに働きやすい環境づくりを行っていくことが求められています。

【今後の方向性】

① 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及

- ・ 講座や講演会の開催等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・ 男性の仕事優先の意識やライフスタイルを見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を推進します。

② 事業者等への啓発及び就業環境の整備

- ・ 仕事と生活の両立に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得、働き方改革の推進に向けた普及啓発に努めます。
- ・ 育児・介護休業制度等の定着を図るため、関係機関と連携し、事業主への普及啓発を図ります。
- ・ 男性が子育てにより参画しやすい雇用環境づくりの促進を図るため、育児休業・介護休業給付制度等の周知に努めます。

(3) 子育て・介護等に対する支援の充実

豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が共に家庭内責任を担うことが重要ですが、家事・育児・介護等といった家庭生活について、依然として女性が大きな負担を負っている実態があります。

アンケート調査においては、男女共同参画社会の推進のために本町が力を入れていくべきこととして、「仕事と家庭が両立できる就労環境づくり」、「子どもに対する男女共同参画に関する教育」に次いで、「保育や高齢者等に対する施設・サービスの充実」を求める回答が多くなっており、仕事と家庭を両立する環境の整備の一環として、多様な保育ニーズへの対応や介護支援策の充実が求められています。

【今後の方向性】

① 地域における子育て支援の充実

・登下校の見守り等により、地域全体で子育てを支える仕組みづくりの確立に努めます。

② 保育環境等の確保

・就労形態の多様化等による子育て家庭からの多様な保育ニーズに対応するため、適切な子育て支援サービスを提供することができる体制の確保に努めます。

③ 母子保健サービスの充実

・子育て支援や母子の健康保持を推進するため、妊娠から出産・育児の各段階に応じた、妊婦・乳児健診の受診支援や相談支援体制の確保等による母子保健対策の充実に努めます。

④ 介護支援の充実

・高齢者及びその家族の生活を支えるため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推進します。

基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じて、心身ともに健康で安心して暮らすことは町民共通の願いです。

とりわけ、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要であることから、心身の健康に関する正しい知識と情報を提供し、町民が主体的に行動し、健康を享受できるよう支援していく必要があります。

また、男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることも重要です。

ひとり親家庭、高齢者、障がい者等は、貧困等の生活上の困難を抱えやすくなっていることも踏まえ、年齢や障がい、性別等に関わらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、状況に応じて生活や就業について支援を行っていく必要があります。

(1) 生涯にわたる心と身体健康支援

男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは非常に大切なことです。

特に女性には、妊娠や出産に関わる身体機能があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、女性の人権の基本であることから、男女を問わず性を尊重する意識づくりを進めるとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じた心と身体健康づくりを推進する必要があります。

また、飲酒や喫煙、性感染症、薬物乱用等の心身の健康を脅かす問題について、積極的な広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解が得られるよう努める必要があります。

【今後の方向性】

① 生涯を通じた心身の健康管理の推進

- ・男女一人ひとりが生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、関係機関と連携し、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。
- ・女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠や出産、育児等に関し、知識の普及啓発や情報提供に努めるとともに、母子保健対策事業の充実に努めます。
- ・女性団体や各種団体、公的な機関と連携し、セミナーや講演会等による啓発活動の実施に努めます。

② 性を尊重する意識の浸透と母性の保護

- ・女性の生涯にわたる健康支援の推進を図るため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識と、次世代に生命を引き継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

③ 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

- ・思春期の子どもをはじめとして、男女ともに正しい保健や性に関する知識を持てるよう、子どもの発達段階に応じて、飲酒や喫煙、性感染症、薬物乱用等に関する正しい情報を提供するとともに、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実に努めます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

誰もが安心して暮らしていくためには、障害があることやひとり親家庭や貧困家庭であること、さらに女性であること等、様々な状況が重なることによって、生活が困難となる状況に追い込まれるケースもあることを踏まえ、それぞれの生活環境や状況等に基づいた支援を行っていくことが重要です。

また、全国的に少子高齢化が進行する中、高齢になっても自立して健康であり続けることが必要不可欠であり、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を活かし、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、積極的に社会参画できる社会を実現していくことが求められています。

【今後の方向性】

① 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推進します。
- ・高齢者の社会参画を推進するため、高齢者の就労や地域活動への参加等の促進に努めます。

② 障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

- ・全ての人々が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）の実現を目指し、障害のある人への理解促進や障害福祉サービスの充実等の取組を推進します。

③ ひとり親家庭等に対する支援

- ・子どもの養育や健康面における不安、経済的な問題を抱えるひとり親家庭等の不安解消や自立を図るため、相談支援体制の確保に努めます。

④ 子どもの虐待等の防止と健全育成

- ・「伊仙町要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域団体や教育・保育機関、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

⑤ その他困難を抱えた人への対応

- ・ 経済的に困窮者している人への支援について、徳之島地区生活困窮者自立支援事業支援調整会議や徳之島くらし・しごとサポートセンター等との連携を通じた支援の充実を図ります。
- ・ 性同一性障害や外国人であること等の様々な要因で、日常生活において困難な状況に置かれているケースについて、関係機関と連携した対応に努めます。

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるにも関わらず、潜在化しやすいことや、加害者の犯罪意識が低いことにより、被害が深刻化しやすい特徴があります。

また、性犯罪やストーカー行為、職場におけるハラスメント行為等も、決して許されるものではありません。

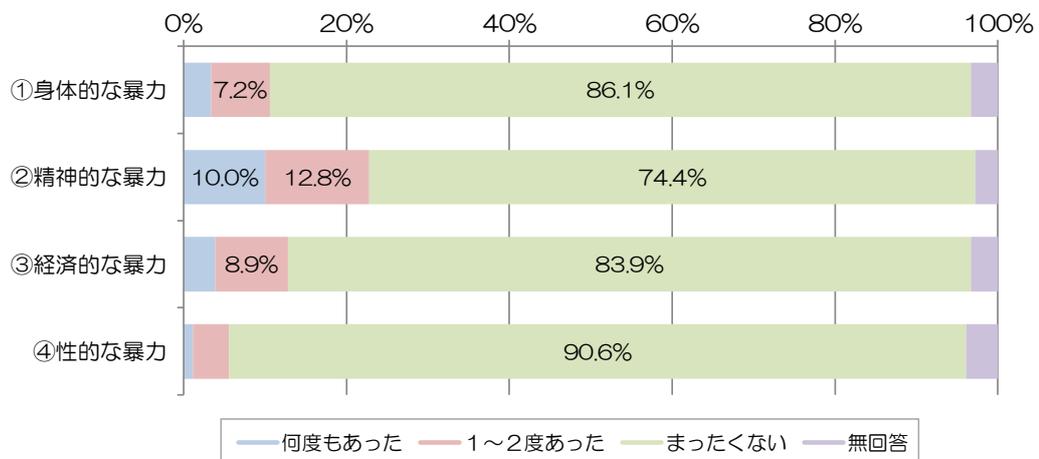
町民アンケートにおいては、DVやセクシュアル・ハラスメントによる被害を受けたことがある町民が一定数存在しているとともに、DV被害者の半数以上が、どこ（だれ）にも相談しなかったことが明らかになっています。

DVや性犯罪、ストーカー行為、売買春、セクシュアル・ハラスメント等とともに、近年ではインターネットを利用した暴力も顕在化しており、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体に普及していくことが重要です。

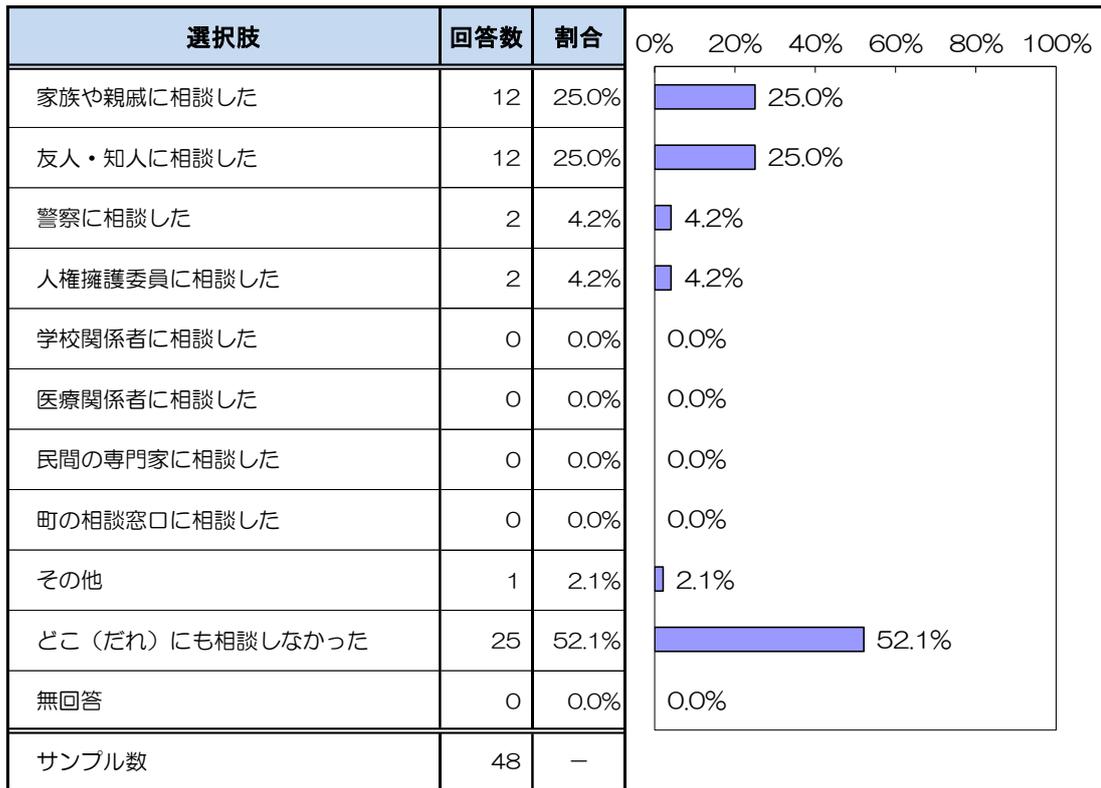
また、DV等による被害者の潜在化を防ぐためには、相談窓口等に関する周知を図るとともに、被害者の相談しやすい環境を整備していくことが重要となります。

そして、暴力の根絶や被害者支援の取組については、庁外の関係機関との連携強化や情報共有を行いながら、推進していくことが求められています。

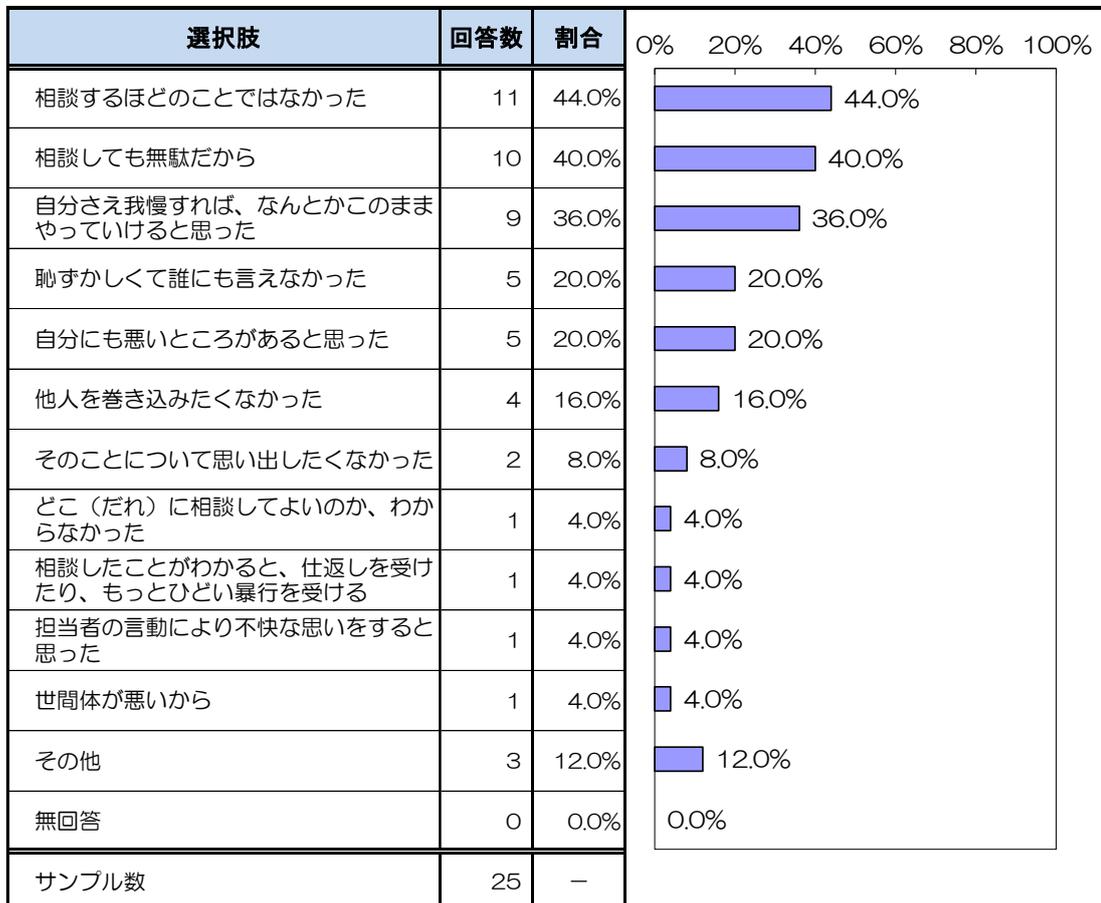
【アンケート結果】配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無



【アンケート結果】DVを受けた際の相談について



【アンケート結果】DVを受けた際にどこ（だれ）にも相談しなかった理由



(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

DVや性犯罪、ストーカー行為、売買春、セクシュアル・ハラスメント等による暴力の被害者の多くは女性であり、町民アンケートにおいても、男性より女性が被害を受けている傾向がみられています。

その背景としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識等の社会的・構造的な問題が考えられており、男女共同参画社会の実現において、大きな課題となっています。

男女の人権はそれぞれ尊重されるべきものであり、男女間のあらゆる暴力は許されるものではないという意識の醸成を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

① 男女間の暴力を根絶するための取組の推進

- ・人権を侵害するような暴力行為を許さない意識を醸成するため、講演会の開催や広報等を通じた啓発活動の推進を図ります。
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のため、関係機関等と連携し、事業者等に対する啓発活動の推進を図ります。
- ・関係機関等と連携し、性犯罪や売買春、人身取引、ストーカー行為、子どもに対する性的な暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進を図ります。

(2) 早期発見・早期支援及び相談支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特徴があります。

町民アンケートにおいても、約3割の人がDV被害を受けたことがある一方、その半数は、「相談するほどのことではなかった」「相談しても無駄だから」等の理由により、どこ(だれ)にも相談しなかったと回答しています。

暴力の根絶を図るとともに、早期に相談支援機関等につなぎ、問題の解決を図っていく事が重要であることから、相談体制の充実とともに、早期発見・早期支援につなげるための相談窓口等に関する周知・啓発が求められています。

【今後の方向性】

① 相談支援体制の充実

- ・ 被害者や近隣住民等を含む関係者からの相談・通報等に対応するため、関係機関等との連携による相談支援体制の構築に努めます。
- ・ 様々な支援制度等に関する情報提供や関係機関との連絡調整を行いながら、被害者一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
- ・ 多様化する相談に適切に対応することができるよう、各種研修や講座等の活用による関係機関等と連携した関係職員の資質向上に努めます。

② 相談窓口等に関する周知・啓発

- ・ 町ホームページや広報「いせん」等を通じた相談窓口等に関する周知・啓発に努めます。
- ・ 警察や鹿児島県男女共同参画センター等の関係機関と連携し、緊急時や夜間、休日等を含めた相談窓口の周知に努めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進にあたっての考え方

男女共同参画社会の形成にあたっては、町民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるとともに、事業者等の自主的な取組が必要であることから、町民や関係団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解したうえで、対等なパートナーとして連携し、計画を推進する体制の構築を図ります。

また、本町が実施するあらゆる事業において、男女共同参画の視点に配慮した実施に努めるとともに、国・県が実施する男女共同参画に関する事業等も活用しながら、男女共同参画の推進を図ります。

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた総合的な施策の推進

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼすことがあることから、町が施策立案し、実施する事業のすべてにおいて、男女共同参画の視点に配慮した実施に努めます。

なお、本計画期間においては、役場新庁舎の整備を計画していることから、ハード面の整備においては、特に男女共同参画の視点に配慮した推進を図ります。

(2) 町民と連携・協力した推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、学識経験者や関係機関、関係団体の代表等から構成される「伊仙町男女共同参画審議会」の意見・提言をはじめとする町民の意向を十分尊重しながら、総合的かつ計画的な取組の推進を図ります。

(3) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成促進に向けては、国や県の動向等と連動しながら進めていく必要があります。

国や県、近隣自治体、関係機関等との連携・協力体制の強化を図りながら、計画の推進を図ります。

(4) 町民等に対する周知・啓発

本計画の推進にあたっては、町民や事業者、関係団体等の理解・協力が不可欠であることから、本計画の策定に関する情報を含む男女共同参画に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、より分かりやすい情報発信に努めます。

また、個人の意識を変えていくことは年代が高くなるほど難しく、若い世代から町全体に男女共同参画を浸透させていくことが重要であると考えられることから、次世代を担う子どもたちなど、より若い世代に対する男女共同参画への意識の啓発に努めます。

(5) 地域できめ細やかな男女共同参画の推進を担う地域人材の養成

町民・行政・事業所等との協働による推進体制の確立に向け、町民一人ひとりに届く地域に根ざした広報や啓発活動を推進していくため、「男女共同参画推進委員」等の男女共同参画を推進する地域人材の養成に努めます。

(6) 男女共同参画基本計画の進行管理

本計画に位置づけられた取組の進捗状況を的確に把握するため、進捗状況調査の実施等による計画の点検・評価を行います。

資料編

1 町民アンケート調査

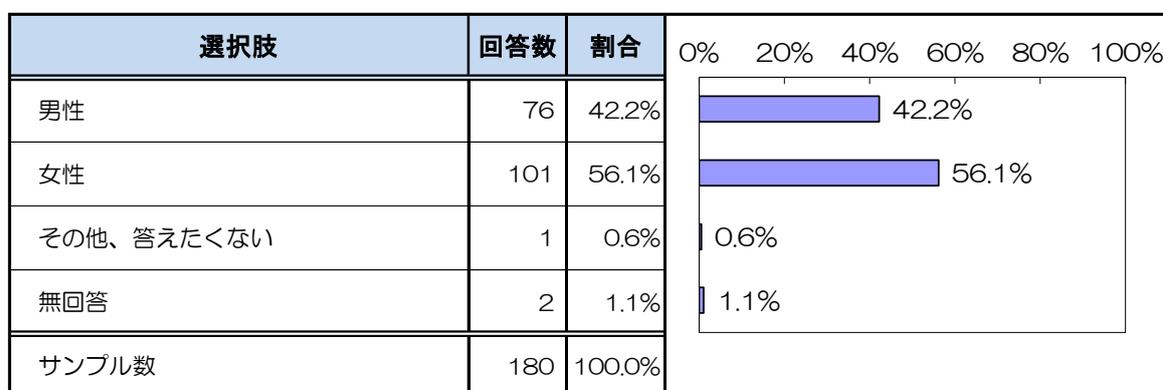
(1) 調査概要

20歳以上65歳以下の町民から無作為抽出した1,000人を対象に、郵送による配布・回収による調査を令和3年8月に実施しました。

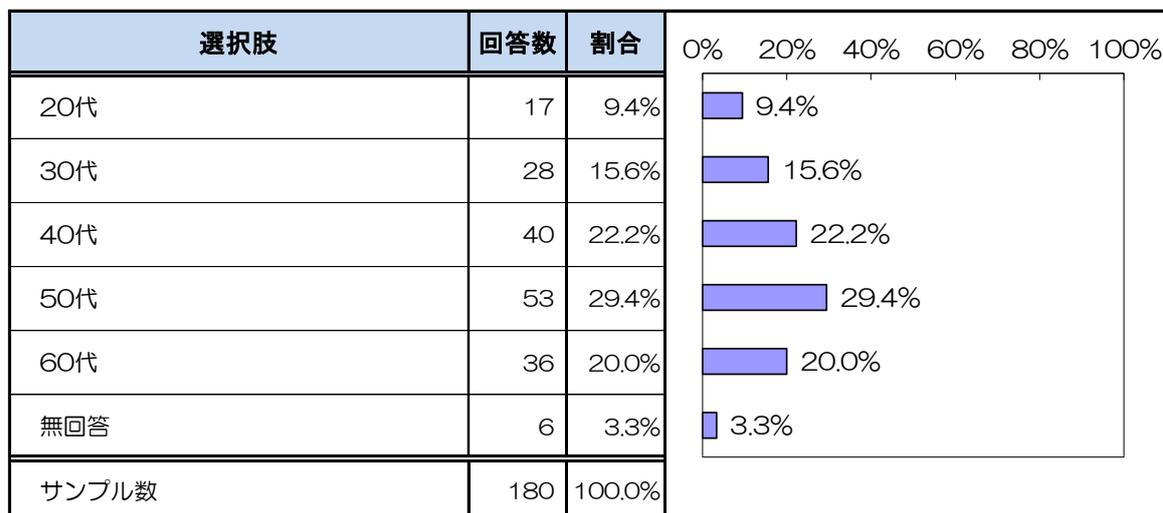
回答者数は180人、回収率は18.0%となっています。

(2) 調査結果

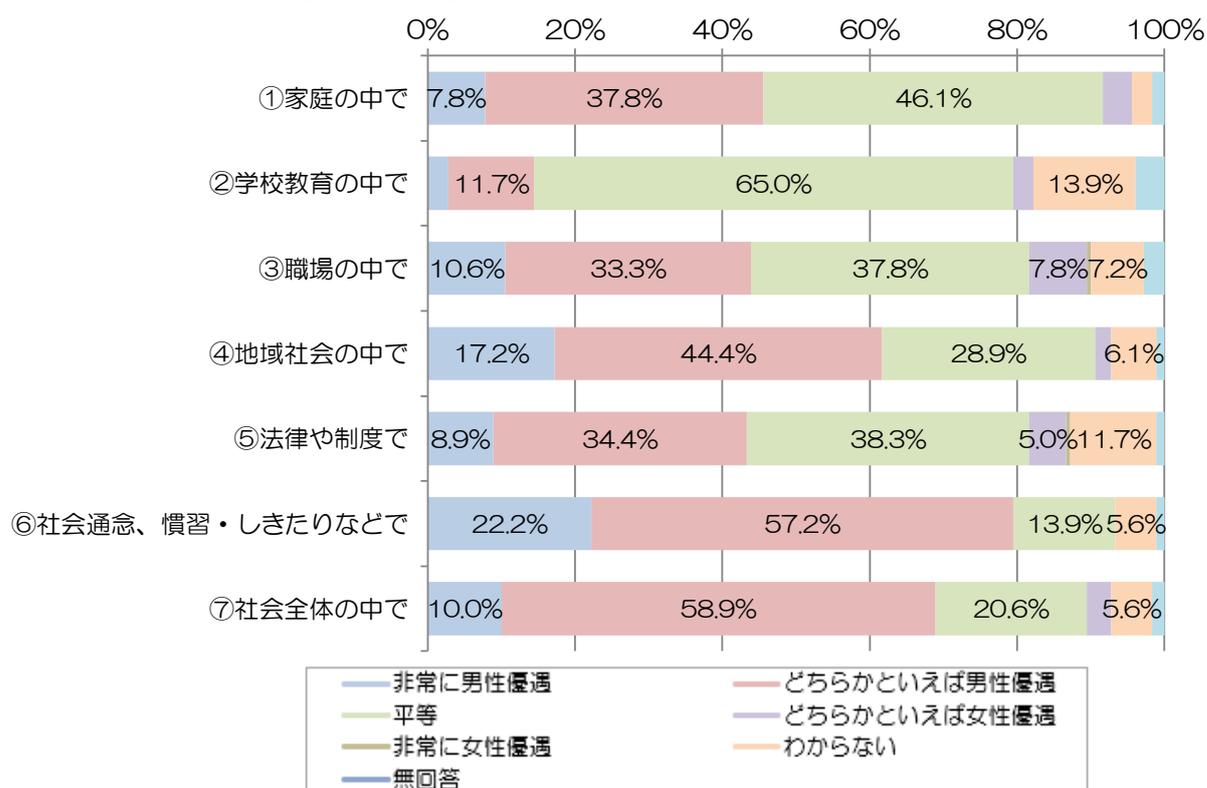
問1. 性別はどちらですか。(1つに○)



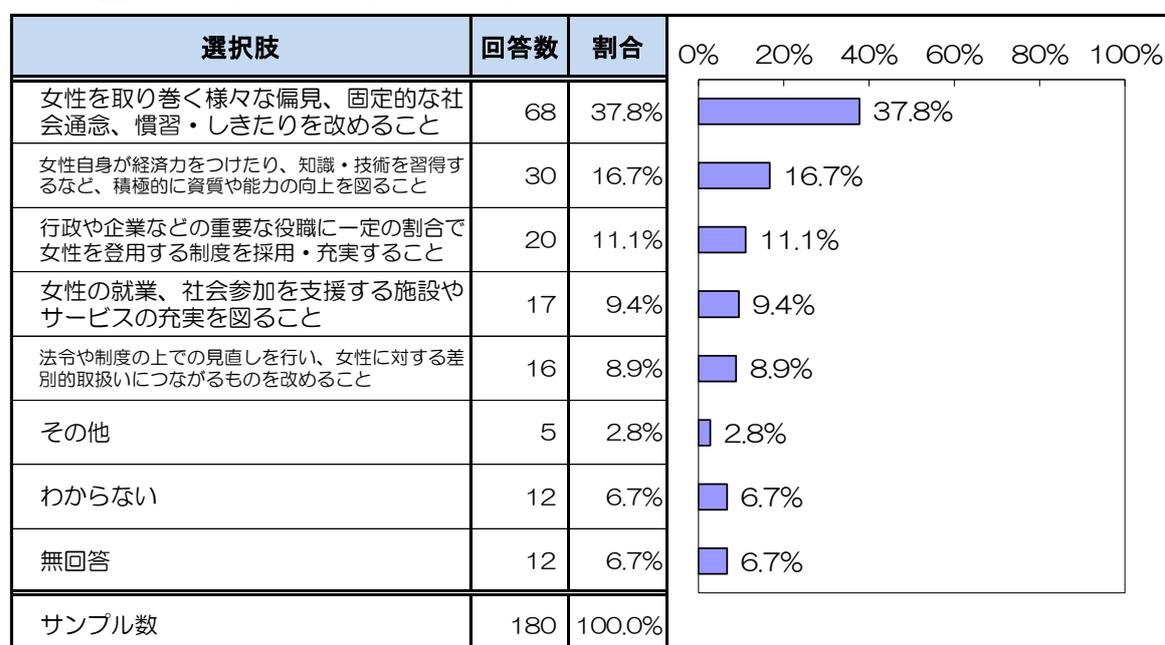
問2. あなたの年齢は、満何歳ですか。



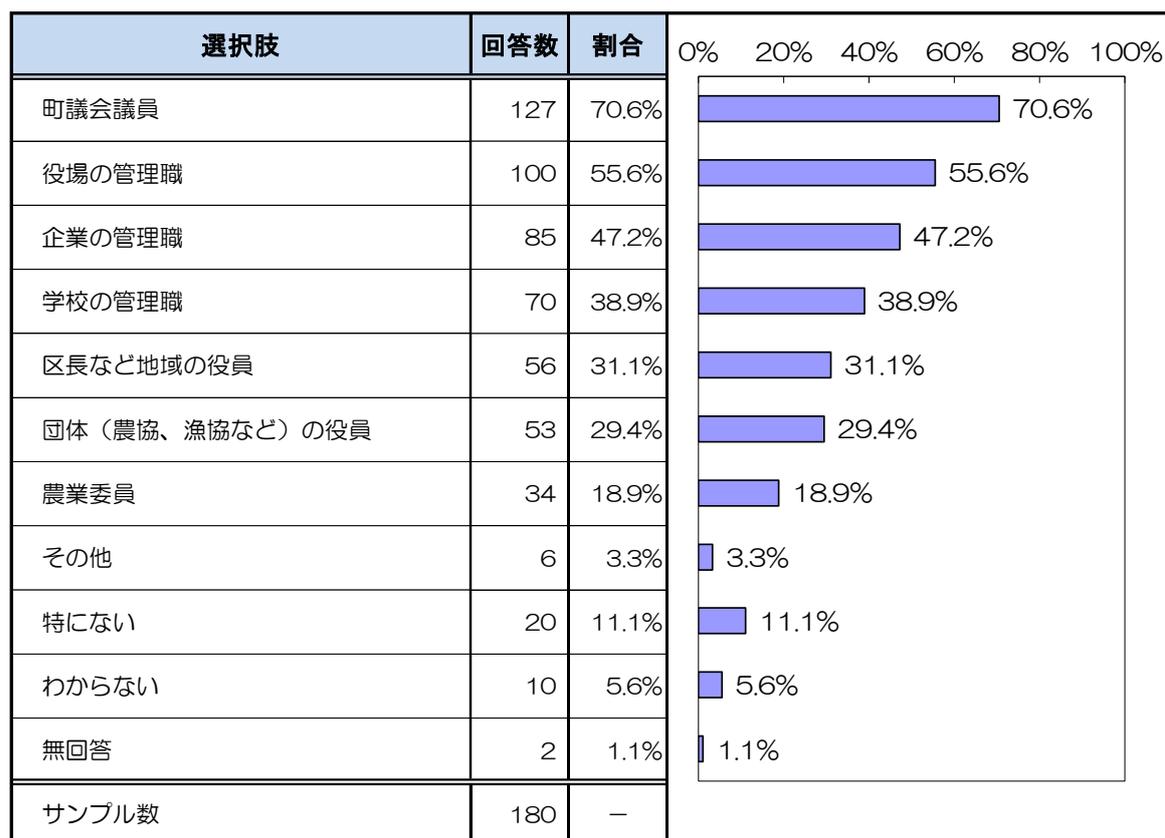
問3. あなたは、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。①から⑦のそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものをお選びください。(①～⑦について、それぞれ1つに○)



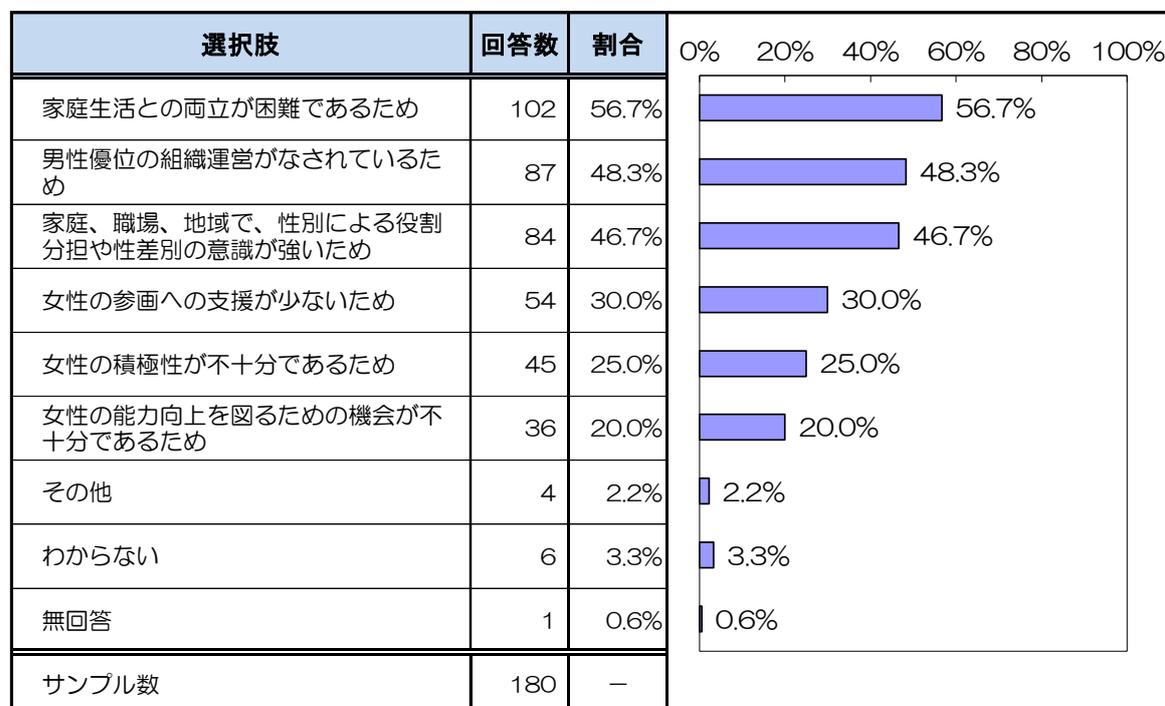
問4. あなたは、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、何が最も重要だと思いますか。(1つに○)



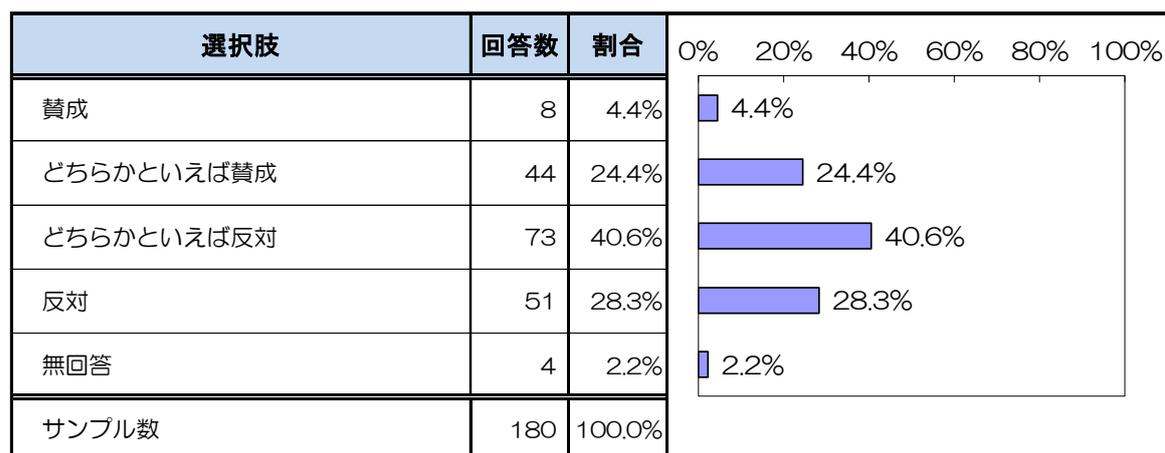
問5. あなたは、次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。(あてはまるものすべてに○)



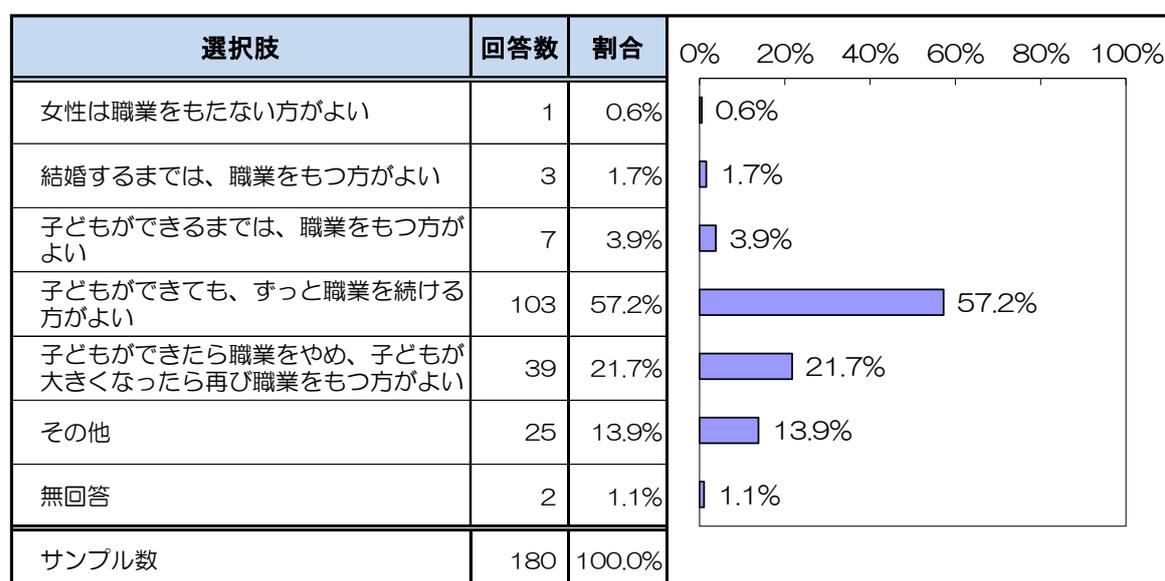
問6. 「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に男性に比べて女性の参画がまだまだ少ない」と言われていますが、あなたは、その原因は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)



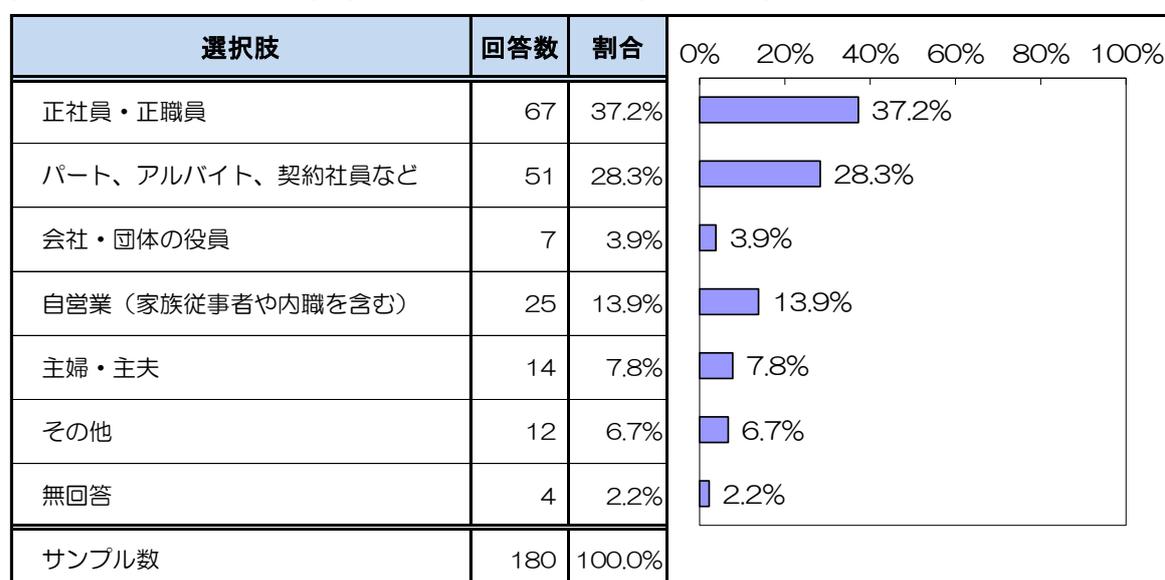
問7. あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようにお考えですか。(1つに○)



問8. 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(1つに○)

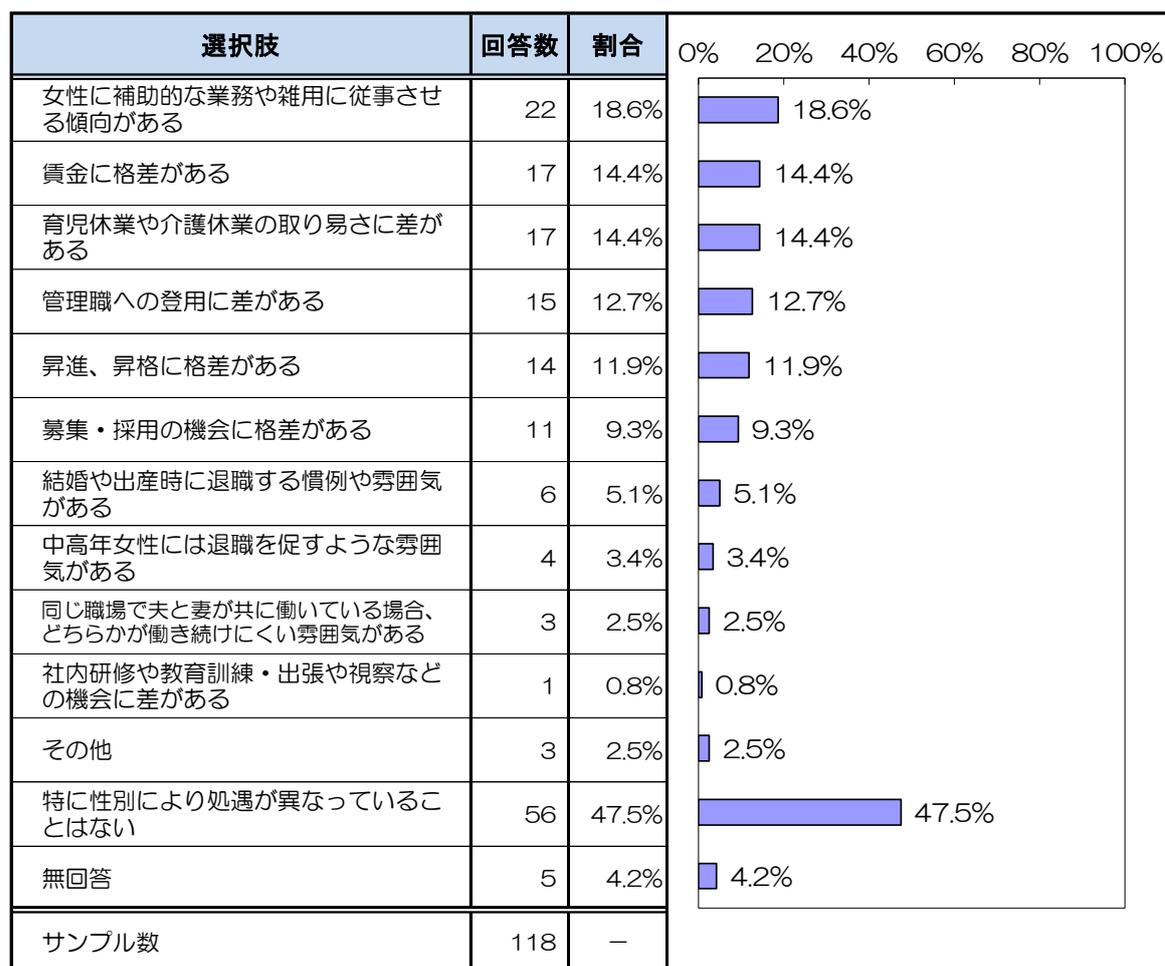


問9. あなたの主なご職業をお選びください。(1つに○)

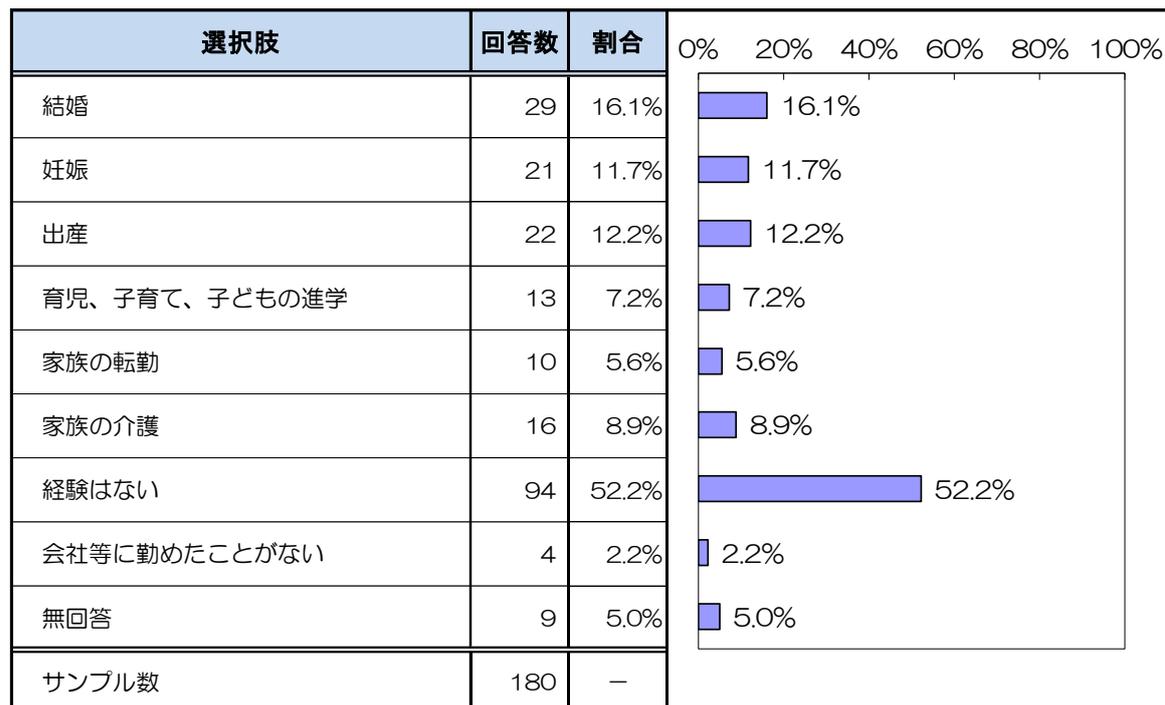


問9で「1. 正社員・正職員」、「2. パート、アルバイト、契約社員など」と答えた方におたずねします。

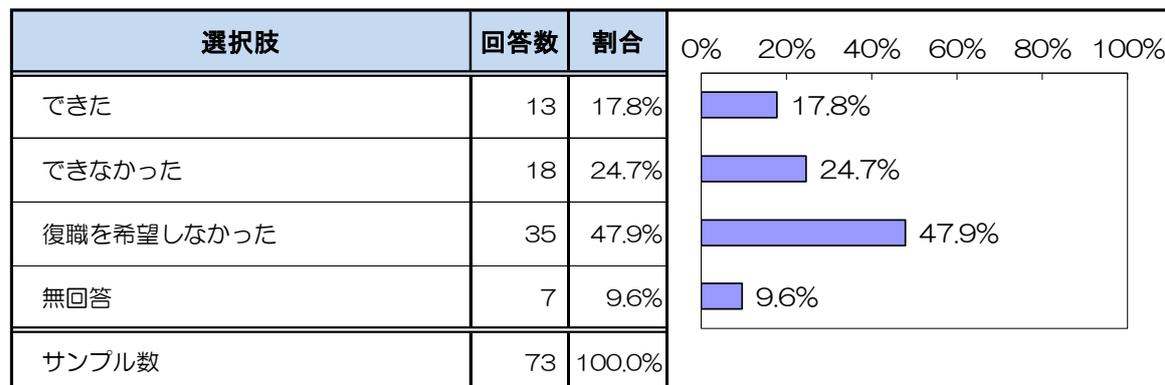
問10. あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。
(あてはまるものすべてに○)



問 11. あなたは、これまでに次の理由で退職した経験がありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

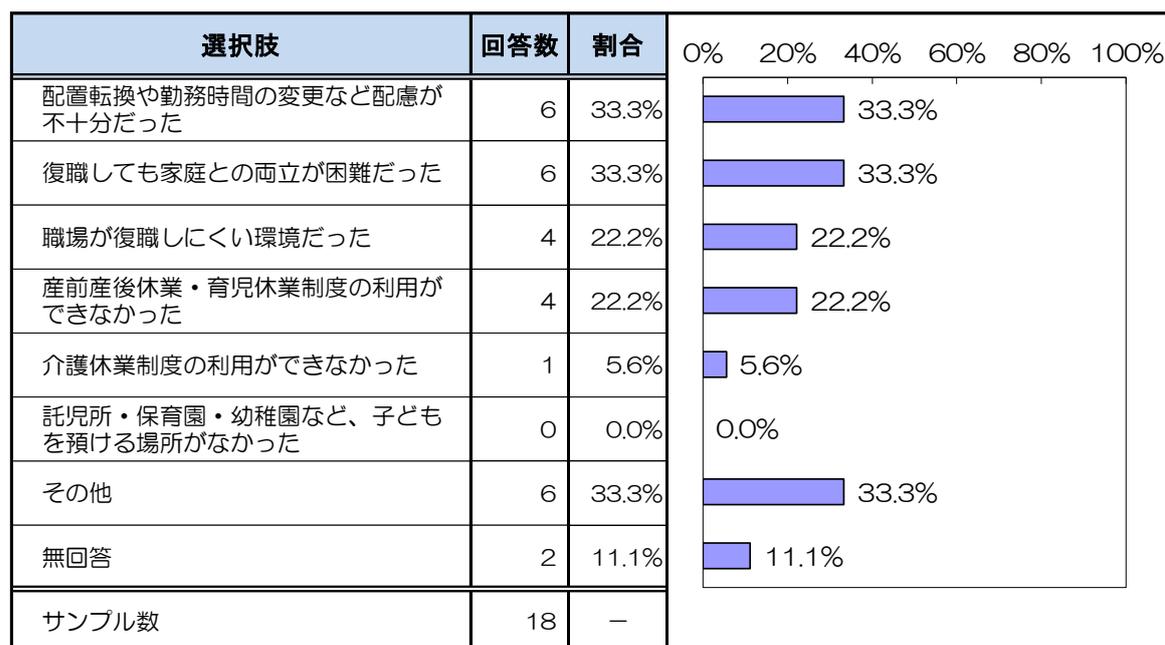


問 11 で「1. 結婚」～「6. 家族の介護」のいずれかに○をつけた方におたずねします。
 問 12. その後、同じ職場に復職することはできましたか。(1つに○)

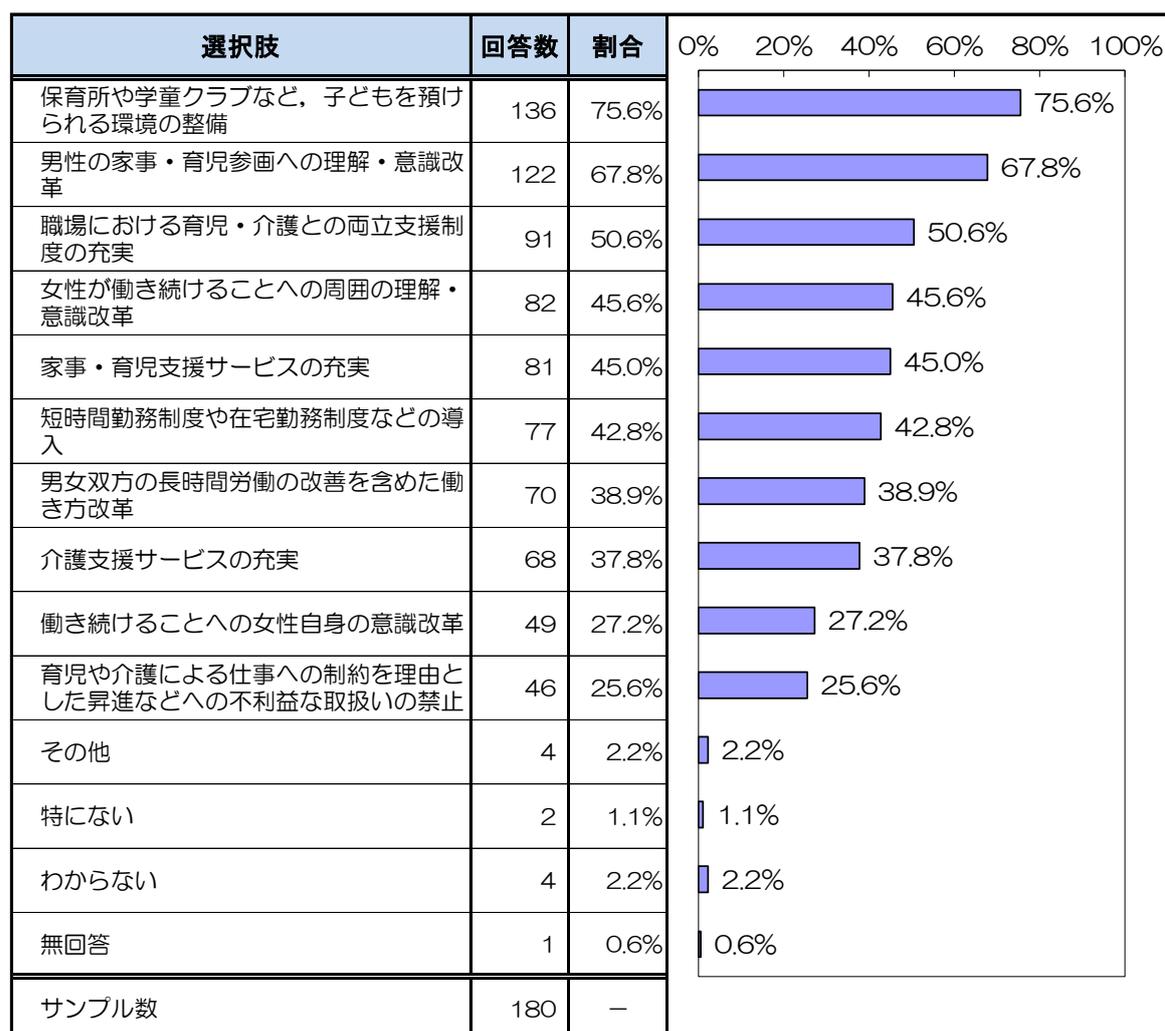


問12で「2. できなかった」と答えた方におたずねします。

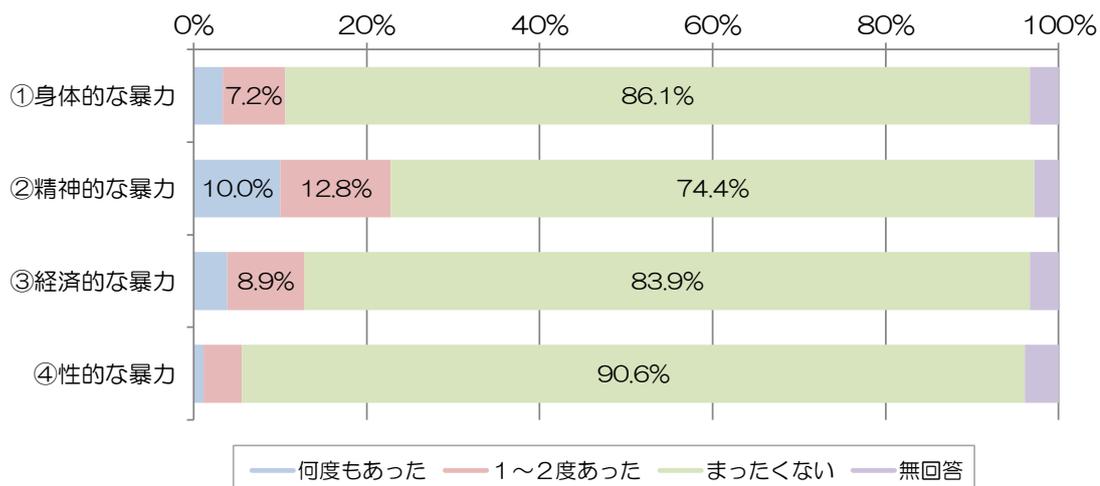
問13. 復職できなかった理由はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



問14. 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において、何が重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

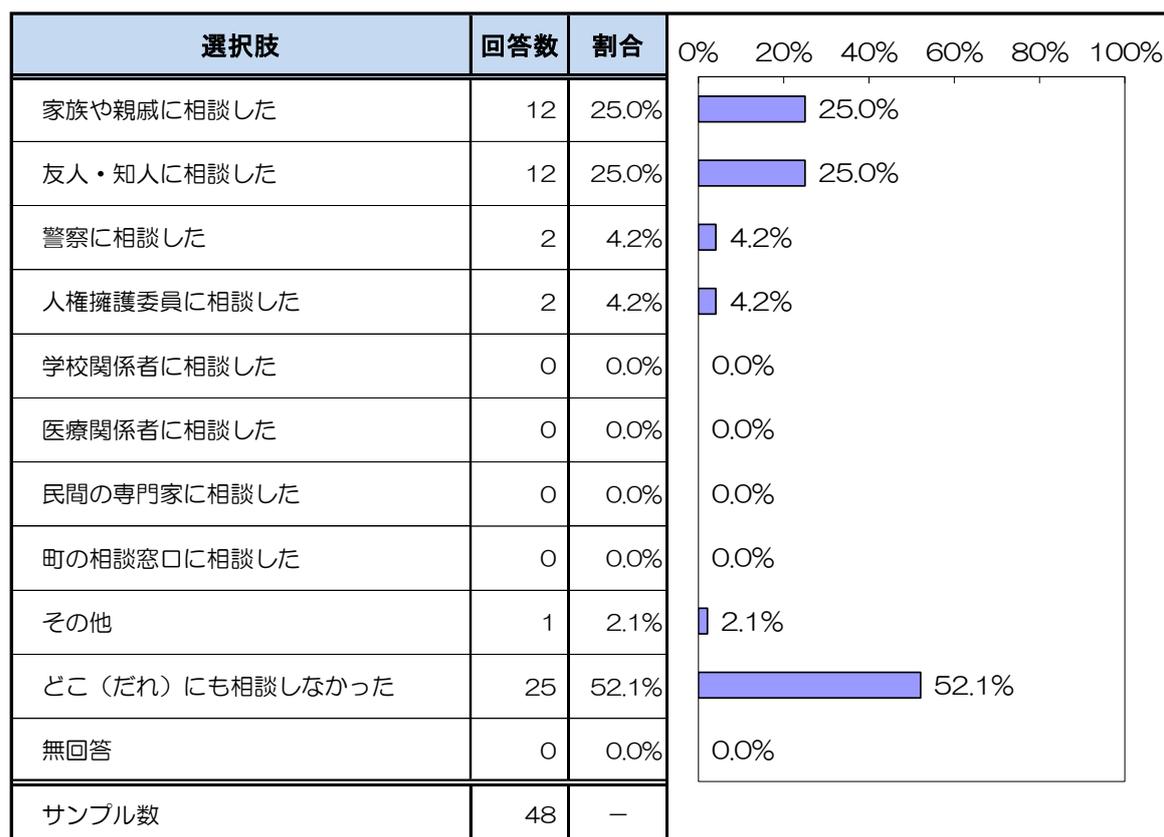


問 15. あなたはこれまでに、配偶者や恋人から次のような暴力を受けた経験がありますか。
(それぞれ1つに○)



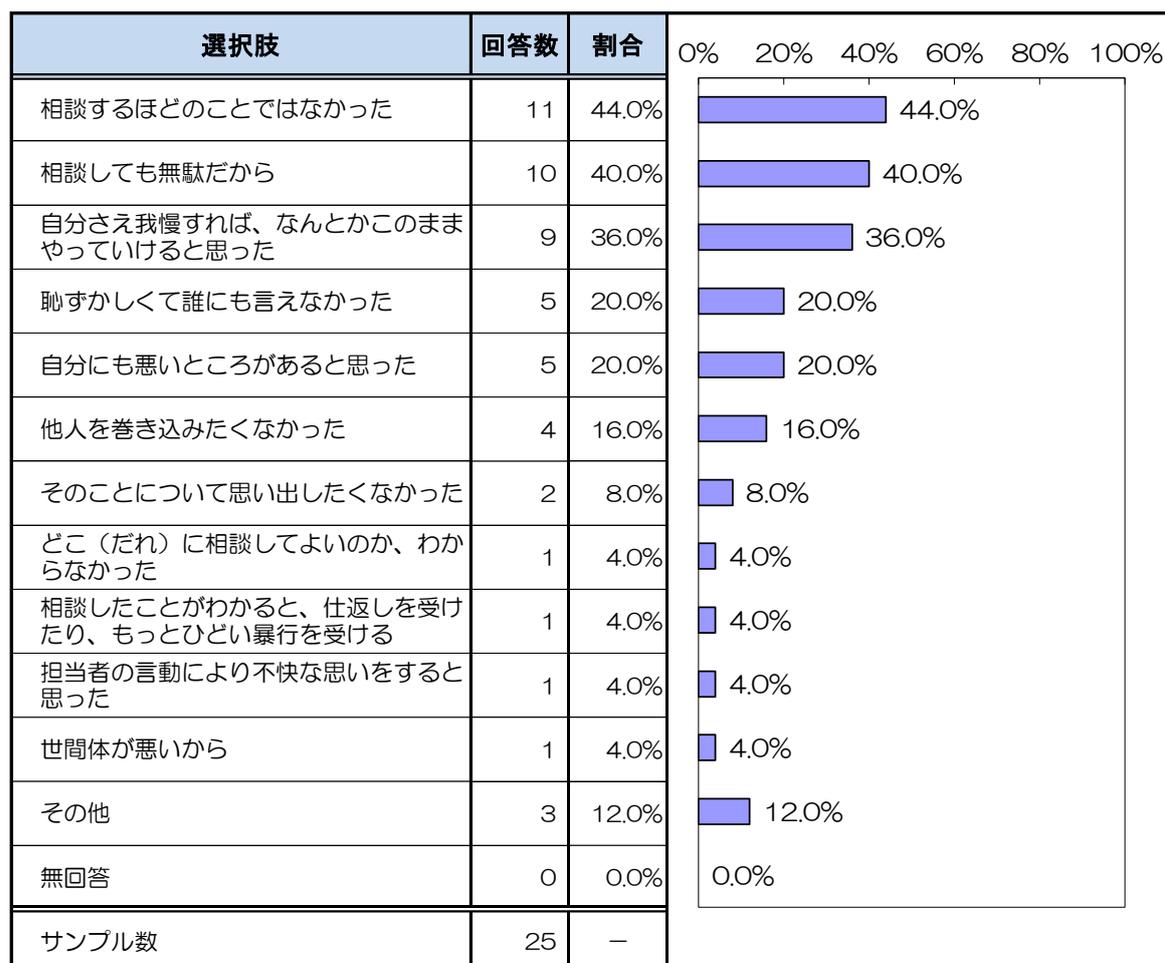
問 15 の①～④のいずれかで「1. 何度もあった」、「2. 1～2度あった」に○をつけた方におたずねします。

問 16. あなたは、配偶者や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものすべてに○)

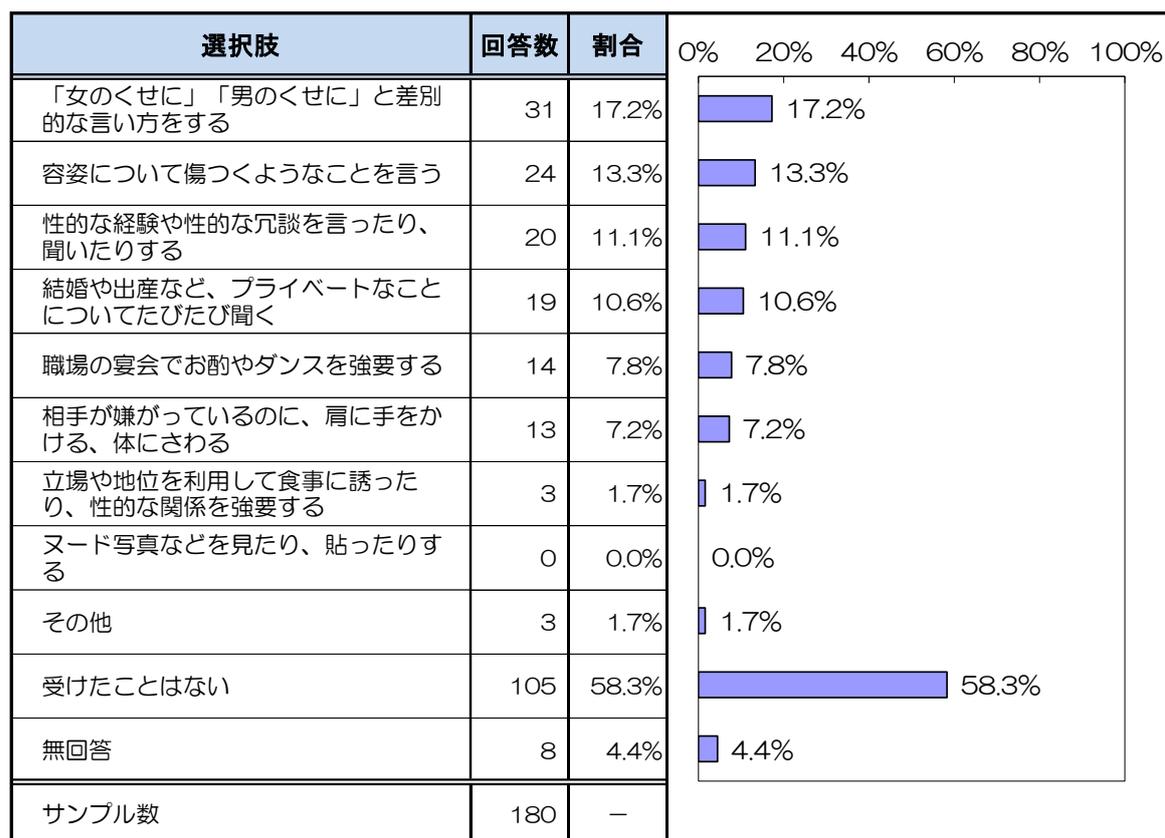


問 16 で「10. どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。

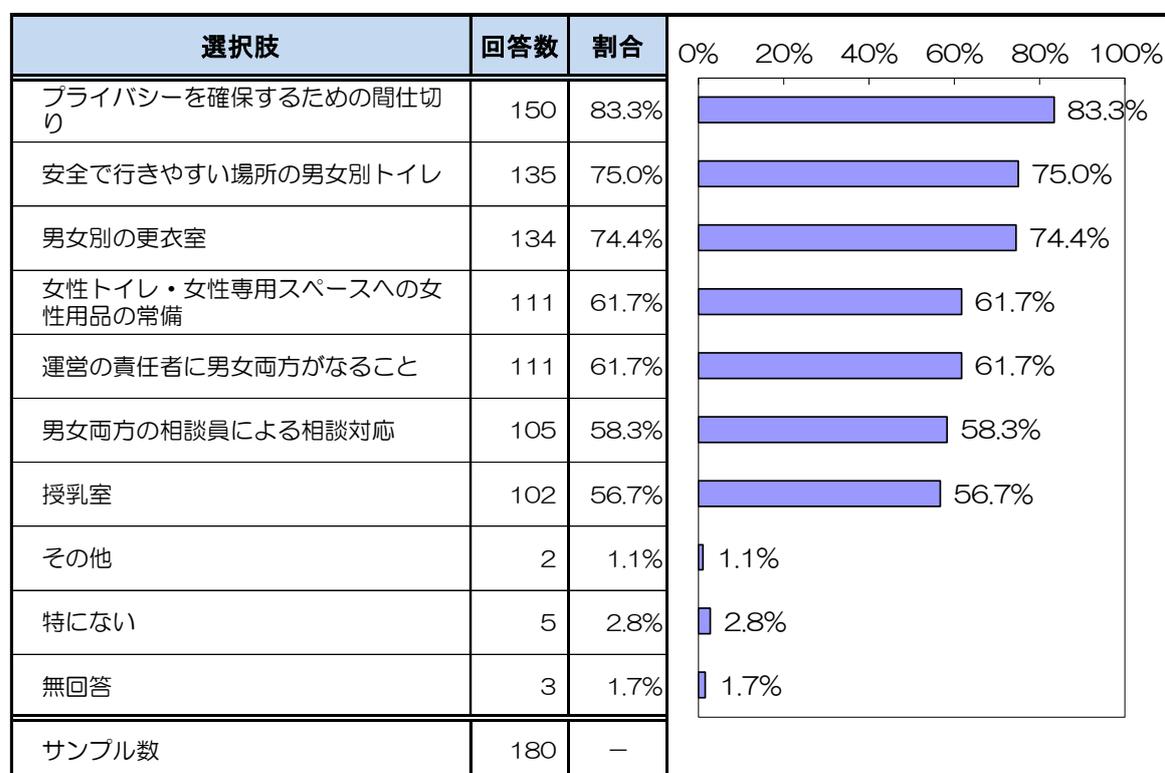
問 17. どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○）



問 18. あなたはこれまで、職場・地域活動・学校に関わる場でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)



問 19. あなたは、自然災害等が起きたとき、避難場所にはどのようなことが必要だと考えますか。(あてはまものすべてに○)



問 20. あなたは、「男女共同参画社会」の推進のために、町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(あてはまるもの3つまで○)

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める	73	40.6%	 40.6%
子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる	64	35.6%	 35.6%
保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる	47	26.1%	 26.1%
政策方針決定の場への女性の参画を進める	38	21.1%	 21.1%
生涯学習の場における男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる	30	16.7%	 16.7%
学校や家庭で、男女の人権に関わる啓発を進める	24	13.3%	 13.3%
職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う	22	12.2%	 12.2%
女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる	19	10.6%	 10.6%
女性に対する暴力（セクハラやDVなど）の防止や被害者支援に取り組む	16	8.9%	 8.9%
地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する	14	7.8%	 7.8%
広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解・協力についてPRする	5	2.8%	 2.8%
男女共同参画の視点を踏まえた地域活動について、表彰などを行う	4	2.2%	 2.2%
その他	3	1.7%	 1.7%
特にない	4	2.2%	 2.2%
わからない	6	3.3%	 3.3%
無回答	33	18.3%	 18.3%
サンプル数	180	—	

2 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）
第五章の二 補則（第二十八條の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心（しゅうとん）を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二・三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 伊仙町男女共同参画推進条例

目 次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）
- 第3章 基本計画（第10条・第11条）
- 第4章 具体的施策（第12条・第13条）
- 第5章 伊仙町男女共同参画審議会（第14条—第20条）
- 第6章 雑則（第21条）
- 附 則

（前 文）

すべて国民は法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。日本国憲法に規定されているこの理念に基づき、国際社会や国内の取り組みと強調しながら、様々な施策を推進してきたが、われわれの日常の中で、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景とした社会通念や慣習・しきたりが根強く、男女の自由な活動の選択を妨げる要因として残されている。また、一方では、少子高齢化が急速に進展している。社会構造の急速な変化に的確に対応し、活力と豊かさに満ちた伊仙町にするには、男女が互いに認め合い、互いの生き方を尊重し、対等な関係を築き、互いに協力し責任を分かち合い、それぞれが自らの意識で自由な生き方を選択し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の政策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的にかつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 一男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 一社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することを言う。
- (3) **セクシュアル・ハラスメント** 一職場その他の社会関係において、他の者に対して、その意に反した性的な言動をすることにより、その者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることを言う。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女個人の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- (1) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度、又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- (2) 男女共同参画の推進は、男女が、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (3) 男女共同参画の推進は、男女が社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に則り男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下、「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- (1) 町は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備すること、その他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと見られる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- (3) 町は、男女共同参画の推進に関し、国や県の取り組みと協力しながら、男女共同参画施策の実施に当たっては、国や県との連絡調整を密に行うものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による差別的取扱い禁止等)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント

(3) 男女間の暴力行為（精神的苦痛を与える行為を含む）

第9条 何人も、公衆に表示する情報を発信する場合には、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本計画

（基本計画の策定）

第10条 町長は、第4条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

(1) 町長は、前項の基本計画を策定するに当たっては、住民の意見を反映させるように努めなければならない。

(2) 町長は基本計画を定めようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第11条 町長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 具体的施策

（具体的施策）

第12条 町は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる具体的施策を行うものとする。

(1) **推進体制の整備** 一男女共同参画を推進するために必要な体制を整備するとともに、法制上または財政上の措置その他の措置を講じること。

(2) **施策の立案及び決定における男女共同参画の推進**

ア 町の施策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するように積極的改善措置を講じること。

イ 各種委員を選出する場合にあっては、積極的改善策を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めること。

(3) **理解を深めるための広報活動** 一男女共同参画の推進に関する住民の理解を深めるように広報活動を行うこと。

(4) **住民及び事業者に対する支援** 一住民及び事業者等が、男女共同参画に関して行う活動を推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めること。

(5) **配偶者に対する暴力行為の防止と救済** 一配偶者に対する暴力の防止に努め、並びにこれらの被害を受けたものに対し、必要に応じた救済を行うこと。

(6) **セクシュアル・ハラスメントの防止と救済** 一セクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた救済を行うこと。

(7) **男女共同参画の推進に関する相談窓口の設置** 一男女共同参画の推進に関する相談を適切かつ迅速に処理するための担当を設置すること。

(8) **男女共同参画の推進に関する調査研究** 一男女共同参画の推進に関する具体的施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（住民等の申し出）

第13条 町は、町が実施する男女共同参画推進に関する具体的施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる具体的施策について、住民及び事業者からの申し出があったときは、適切に処理するように努めなければならない。

- (1) 町は、第7条に規定する行為その他男女共同参画を阻害する行為に関する住民からの申し出が合ったときは、関係機関と協力して適切に処理するように努めなければならない。

第5章 伊仙町男女共同参画審議会

(審議会)

第14条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、審議会を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査、審議すること。
- (3) 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは町長に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから町長が委嘱する委員10人以内を持って組織する。

- (1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期等)

第16条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (2) 委員の報酬、費用弁償等は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- (1) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第19条 審議会は、専門の事項を調査するために必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- (1) 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参画の推進に関する町の基本的な計画であって男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

6 伊仙町男女共同参画審議会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の推進に資するため、伊仙町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する諸問題について調査及び研究並びに協議をし、町長に提言をするものとする。

(組織)

第3条

- 1 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内をもって組織する。
- 2 委員は次に掲げるものの中から町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各団体及び各機関の推薦者
 - (3) 行政機関の職員
 - (4) 一般公募による者
 - (5) 前号に掲げる者の他、町長が必要と認める者
- 3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条

- 1 審議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

7 伊仙町男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	平 美香子	男女共同参画推進委員	
2	平 陽子	地域女性連会長	
3	橋口 英文	区長会長	
4	松田 りえ子	人権擁護委員	
5	直江 宏晃	教育委員長	
6	常 竣亮	社会教育委員副会長	
7	幸多 実	伊仙町社会福祉協議会	
8	西村 千尋	識見者（伊仙町町民会議会長）	
9	東 美樹	識見者（ふぁーみんぐ）	
10	井上 和代	識見者	
11	久保 等	総務課長	事務局
12	寶永 英樹	総務課長補佐	事務局
13	琉 智幸	総務課主事	事務局

※令和3年11月1日現在

8 用語解説

あ行	
育児・介護休業法	育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援し、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とする法律。平成28年3月に改正され、平成29年1月1日から全面施行された。
伊仙町特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政機関も一事業主としての立場から、子育てしやすい職場環境を目指して、平成27年4月に策定された計画。時間外勤務の縮減、育児休業・育児短時間勤務の取得、男性の育児休暇の取得促進などが盛り込まれている。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
M字カーブ	女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）をみた場合、学卒後と子育て終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになり、Mの字のような形になっている曲線のこと。
か行	
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均こども数を表わす割合。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。例えば、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などが挙げられる。
さ行	
性同一性障害	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々な様態のものが含まれる。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

た行（続き）	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付けており、男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であるとして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律で、平成11（1999）年6月に施行された。
男女共同参画センター	都道府県、市町村等が自主的に設置している、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的に進めるための活動拠点施設。
地域包括ケアシステム	団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	明確な定義はないが、一般的には「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されることが多く、殴る、蹴るなどの身体的なもの、大声でどなる、無視する、生活費を渡さないなど精神的なもの、性関係を強要するなど性的なものなどが挙げられる。
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。この行為は上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」に並ぶ働く女性を悩ませる3大ハラスメントの一つ。
ライフスタイル	衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方まで含む、広い意味での個人や集団の生き方のこと。
ライフステージ	人間の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階。

ら行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>リプロダクティブ・ヘルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保証する考え方、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念で、平成6（1994）年、カイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものの。</p>
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	<p>一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>



伊仙町男女共同参画基本計画（前期計画）

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

女性活躍推進計画

令和4年3月

発行

伊仙町 総務課

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842

TEL：0997-86-3111 FAX：0997-86-2301